

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る調査
保険医療機関等における医療費の内容が分かる
明細書の発行状況調査
報 告 書 (案)

目 次

1. 目的.....	1
2. 調査対象.....	1
3. 調査方法.....	1
4. 調査項目.....	2
5. 結果.....	3
(1) 回収の状況.....	3
(2) 施設の状況（病院、診療所、歯科診療所）（平成18年10月）.....	4
(3) 施設の状況（保険薬局）（平成18年10月）.....	10
(4) 領収証の発行状況.....	13
(5) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況.....	19
(6) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設の状況	22
(7) 「個別診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設の状況	45
6. まとめ.....	53

1. 目的

患者から求めがあった場合に保険医療機関等が発行に努めることとされた、詳細な医療費の内容が分かる明細書の発行状況の把握を目的とした。

2. 調査対象

全国の病院、診療所、歯科診療所、保険薬局からそれぞれ 1,000 施設を無作為抽出（都道府県別に層化）し、計 4,000 施設を対象とした。なお、歯科診療所については「歯科診療における文書提供に対する患者意識調査」の対象と、保険薬局については「後発医薬品の実施状況調査」の対象と同一である。

3. 調査方法

本調査は、無記名による自記式調査票の郵送配布・回収とした。歯科診療所には、本調査票と「歯科診療における文書提供に対する患者意識調査」調査票を同封して、保険薬局には、本調査票と「後発医薬品の実施状況調査」調査票を同封して、配布した。調査実施時期は平成 18 年 11 月中とした。

4. 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

図表 1 調査項目

区分	内容	
施設属性項目	病院	開設主体、所在地、病床数、一日平均外来患者数、事務職員数
	診療所	開設主体、所在地、一日平均外来患者数、事務職員数
	歯科診療所	開設主体、所在地、一日平均外来患者数、事務職員数
	保険薬局	所在地、組織形態、職員数（薬剤師、その他（事務職員））、調剤基本料、基本調剤加算、主な処方せん発行医療機関、1ヶ月間（平成18年10月）の取り扱い処方せん枚数
調査項目	<p>■領収証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行開始時期、発行方法、1ヶ月間の発行件数（外来・入院）、平成18年9月までの発行状況 <p>■明細書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行の有無 ・ 明細書を発行している場合：発行に関する患者さんへの周知方法、具体的な周知内容、発行開始時期、1ヶ月の発行件数（外来・入院）、発行状況、発行方法、費用徴収の方法、IT化の状況 ・ 明細書を発行していない場合：発行しない理由、今までに患者さんから明細書の発行を求められたことがあるか、今後の方針 	

5. 結果

(1) 回収の状況

回収率は、合計で 54.6%、病院が 52.2%、診療所が 44.9%、歯科診療所が 55.6%、保険薬局が 65.5%であった。

図表 2 回収の状況

施設	有効回収数	回収率
病院	522	52.2%
診療所	449	44.9%
歯科診療所	556	55.6%
保険薬局	655	65.5%
合計	2,182	54.6%

(2) 施設の状況（病院、診療所、歯科診療所）（平成 18 年 10 月）

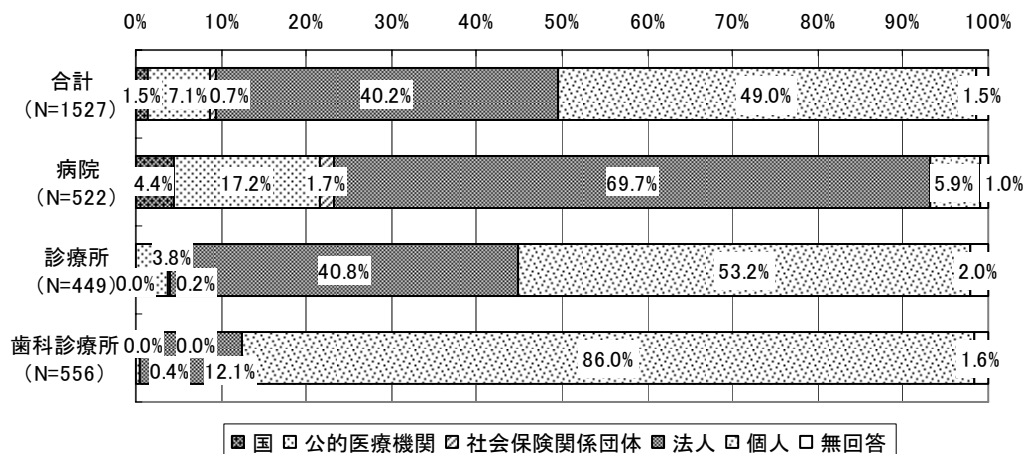
1) 開設主体

開設主体についてみると、医療機関全体では「個人」（49.0%）が最も多く、次いで「法人」（40.2%）となっている。

医療機関種別にみると、病院においては、「法人」（69.7%）が最も多く、次いで「公的医療機関」（17.2%）となっており、診療所においては、「個人」（53.2%）が最も多く、次いで「法人」（40.8%）となっている。また、歯科診療所においては、「個人」（86.0%）がほとんどであった。

これを、全国の医療機関の開設主体別数と比較すると、ほぼ同様の傾向が見られた。

図表 3 開設主体



※参考：全国の病院・診療所・歯科診療所の開設主体（平成 17 年度医療施設調査）

	病院		診療所		歯科診療所	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
総数	9,026	100.0	97,442	100.0	66,732	100.0
国	294	3.3	633	0.6	2	0.0
公的医療機関	1,362	15.1	3,964	4.1	304	0.5
社会保険関係団体	129	1.4	750	0.8	13	0.0
法人	6,564	72.8	41,402	42.5	9,303	13.8
個人	677	7.5	50,693	52.0	57,110	85.6

※参考：開設主体の内訳

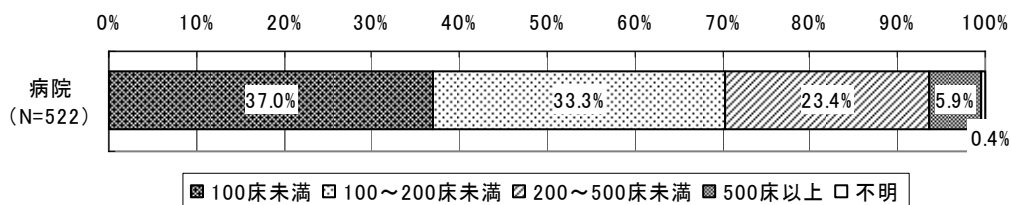
国	厚生労働省、国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構等
公的医療機関	都道府県、市町村、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会等
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合等
法人	公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人等
個人	

2) 病床数（病院）

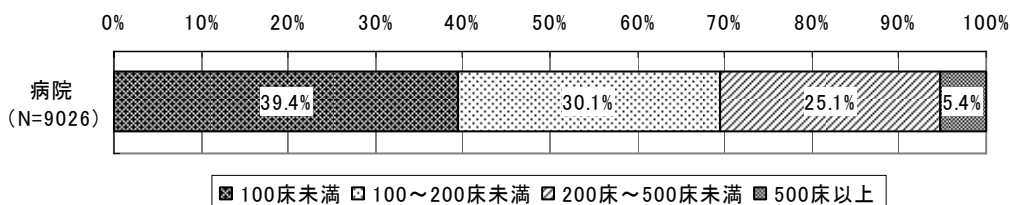
病床数（病院）についてみると、「100床未満」（37.0%）が最も多く、次いで「100～200床未満」（33.3%）となっている。

今回の調査対象病院について、平成17年度医療施設調査における全国の病院の病床規模と比較すると、ほぼ同様の傾向になっているといえる。

図表 4 病床数（病院）



※参考：全国の病院における病床数分布（平成17年度医療施設調査）



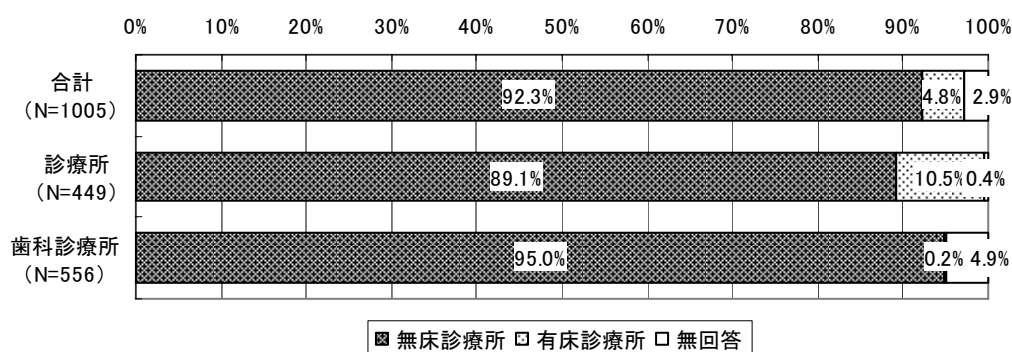
3) 施設区分（診療所、歯科診療所）

(ア) 施設区分（診療所、歯科診療所）

施設区分（診療所、歯科診療所）についてみると、全体では、「無床診療所」（92.3%）が最も多く、次いで「有床診療所」（4.8%）となっている。

医療機関種別にみると、診療所においては、「無床診療所」（89.1%）が最も多く、次いで「有床診療所」（10.5%）となっており、歯科診療所においては、「無床診療所」（95.0%）がほとんどである。

図表 5 施設区分（診療所、歯科診療所）



※参考：全国の診療所および歯科診療所の有床・無床の比率（平成17年度医療施設調査）

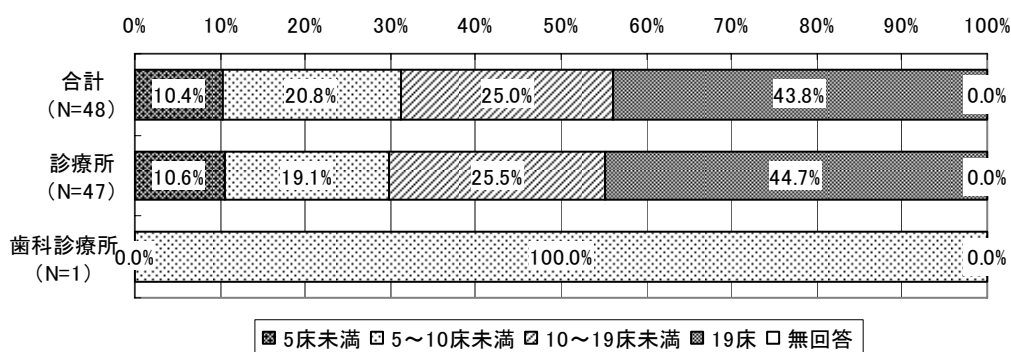
施設区分	施設数	(%)
一般診療所	97,442	100.0
有床	13,477	13.8
無床	83,965	86.2
歯科診療所	66,732	100.0
有床	49	0.1
無床	66,683	99.9

(イ) 病床数（有床診療所）

病床数（有床診療所）についてみると、全体では、「19 床」（43.8%）が最も多く、次いで「10～19 床未満」（25.0%）となっている。

医療機関種別にみると、診療所においては、「19 床」（44.7%）が最も多く、次いで「10～19 床未満」（25.5%）となっており、歯科診療所は 1 施設のみで、「5～10 床未満」（100.0%）となっている。

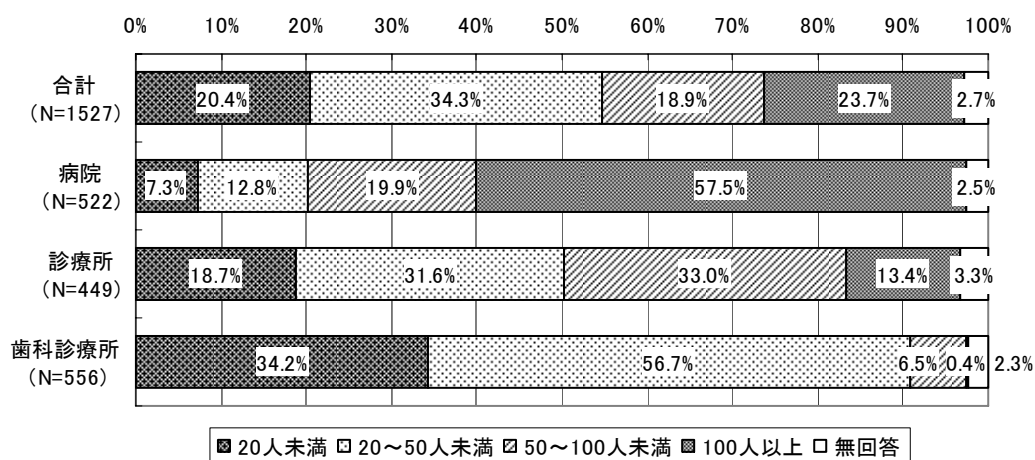
図表 6 病床数（有床診療所）



4) 一日平均外来患者数（平成 18 年 10 月）

一日平均外来患者数についてみると、病院においては、「100 人以上」（57.5%）が最も多く、次いで「50～100 人未満」（19.9%）となっており、診療所においては、「50～100 人未満」（33.0%）が最も多く、次いで「20～50 人未満」（31.6%）となっている。また、歯科診療所においては、「20～50 人未満」（56.7%）が最も多く、次いで「20 人未満」（34.2%）となっている。

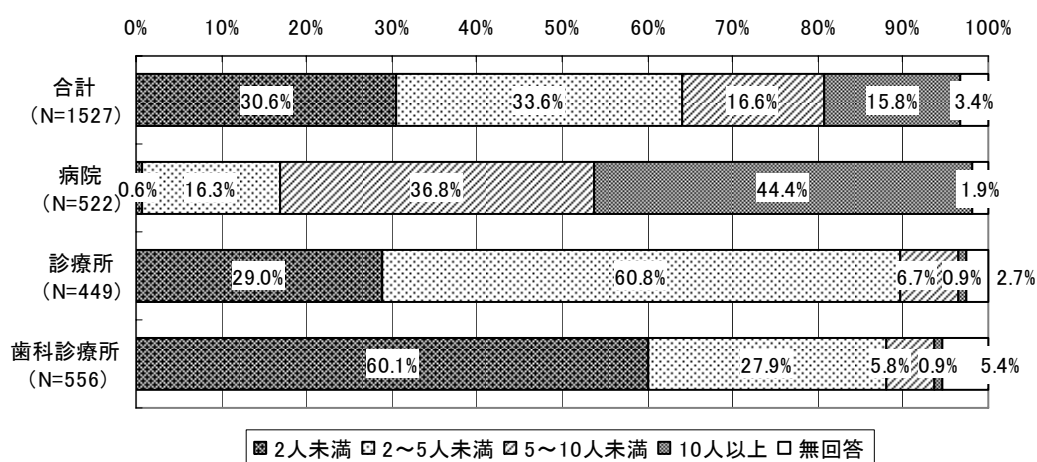
図表 7 一日平均外来患者数



5) 事務職員数（常勤換算）

事務職員（常勤換算）についてみると、病院においては、「10人以上」（44.4％）が最も多く、次いで「5～10人未満」（36.8％）となっており、診療所においては、「2～5人未満」（60.8％）が最も多い。また、歯科診療所においては、「2人未満」（60.1％）が最も多く、次いで「2～5人未満」（27.9％）となっている。

図表 8 事務職員数（常勤換算）



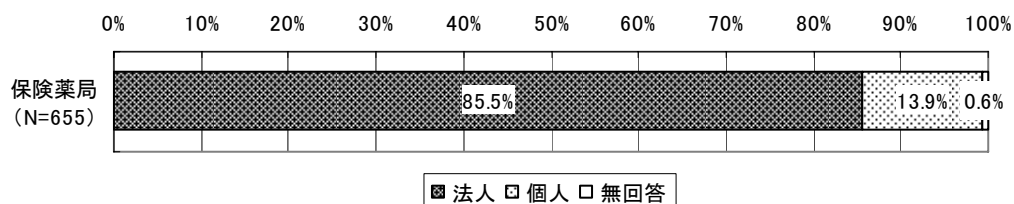
※非常勤職員等の人数は常勤換算しているため、小数点以下の区分が生じる場合がある。

(3) 施設の状況（保険薬局）（平成18年10月）

1) 組織形態

組織形態についてみると、「法人」（85.5%）、「個人」（13.9%）となっている。

図表 9 組織形態

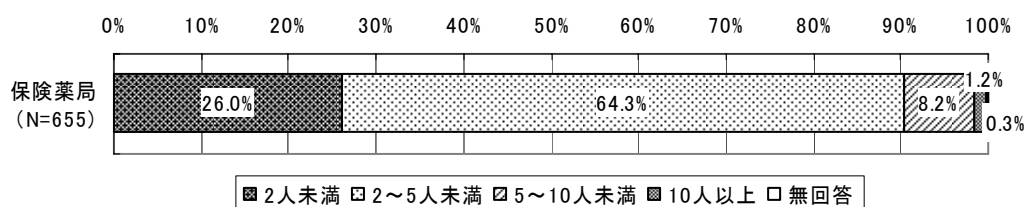


2) 職員数（常勤換算）

(ア) 薬剤師

薬剤師の職員数（常勤換算）についてみると、「2人未満」が26.0%、「2～5人未満」が64.3%であった。

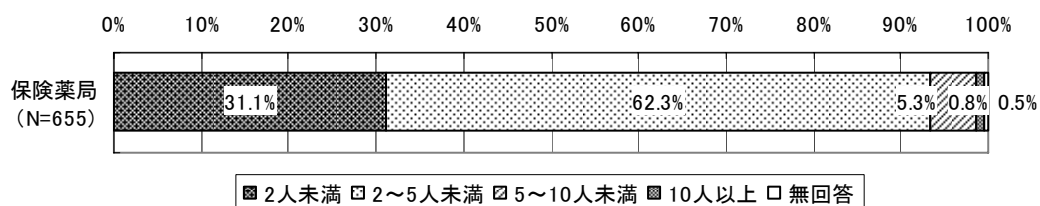
図表 10 薬剤師の職員数（常勤換算）



(イ) その他（事務職員等）

その他（事務職員等）の職員数（常勤換算）についてみると、「2人未満」が31.1%、「2～5人未満」が62.3%であった。

図表 11 その他（事務職員等）の職員数（常勤換算）

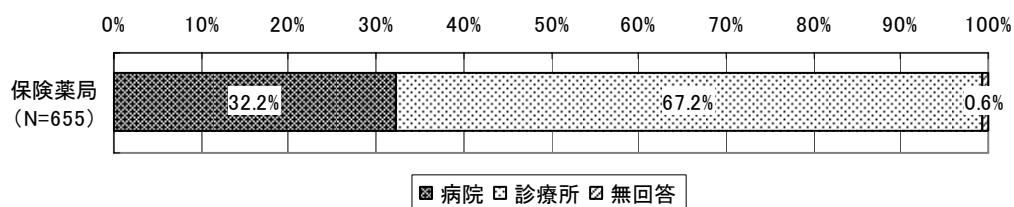


※非常勤職員等の人数は常勤換算しているため、小数点以下の区分が生じる場合がある。

3) 主な処方せん発行医療機関

主な処方せん発行医療機関についてみると、「病院」(32.2%)、「診療所」(67.2%)となっている。

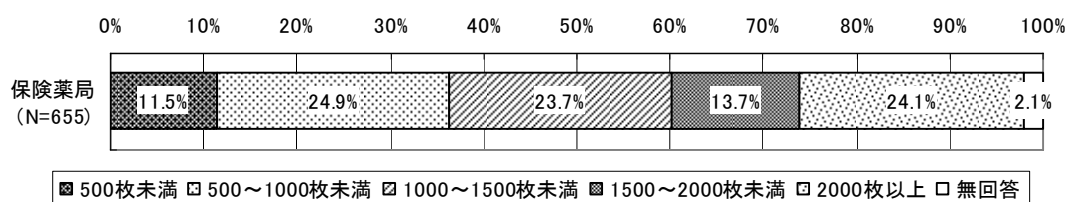
図表 12 主な処方せん発行医療機関



4) 1ヶ月間（平成18年10月）の取り扱い処方せん枚数

1ヶ月（平成18年10月）の取り扱い処方せん枚数についてみると、多い順から「500～1000枚未満」（24.9%）、「2000枚以上」（24.1%）、「1000～1500枚未満」（23.7%）となっている。

図表 13 1ヶ月間（平成18年10月）の取り扱い処方せん枚数

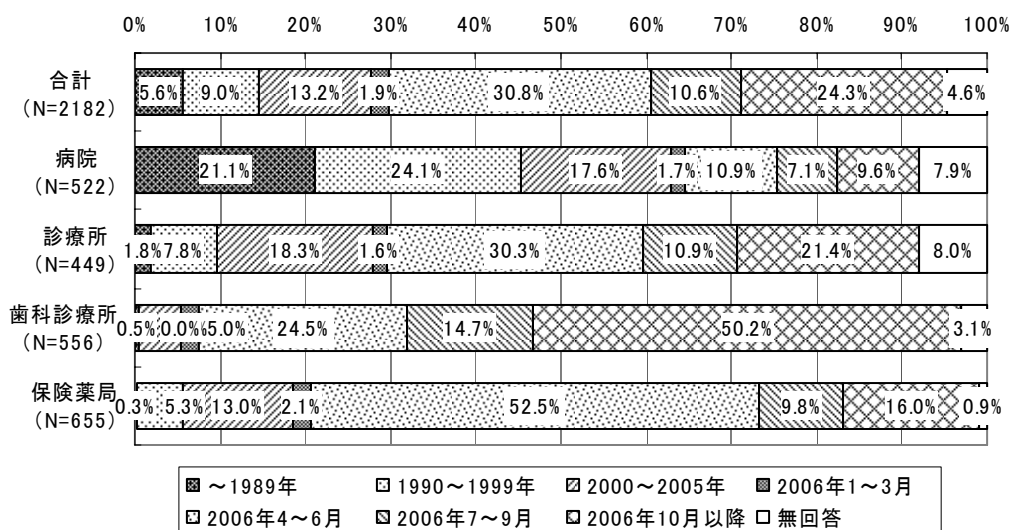


(4) 領収証の発行状況

1) 発行開始時期

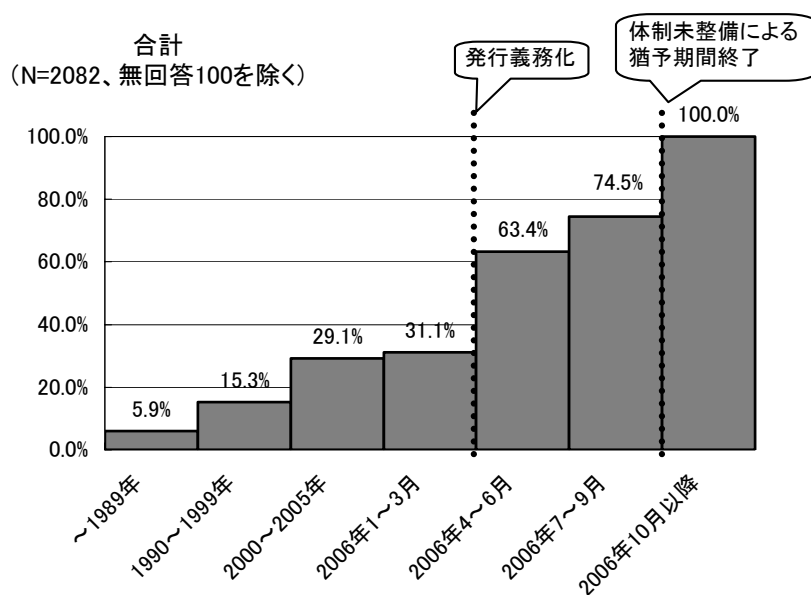
発行開始時期についてみると、病院においては、「1990～1999年」(24.1%)が最も多く、次いで「～1989年」(21.1%)となっており、診療所においては、「2006年4～6月」(30.3%)が最も多く、次いで「2006年10月以降」(21.4%)となっている。また、歯科診療所においては、「2006年10月以降」(50.2%)が最も多く、次いで「2006年4～6月」(24.5%)となっており、保険薬局については、「2006年4～6月」(52.5%)が最も多く、次いで「2006年10月以降」(16.0%)となっている。

図表 14 発行開始時期



次に、発行開始時期が無回答の医療機関を除いた場合において、累積発行割合についてみると、保険医療機関全体では平成18年（2006年）4月の診療報酬改定による発行義務化の前後で、31.1%から63.4%へと変化している。さらに、猶予期間が終了した平成18年（2006年）10月前後についてみると、74.5%から100.0%へと変化している。

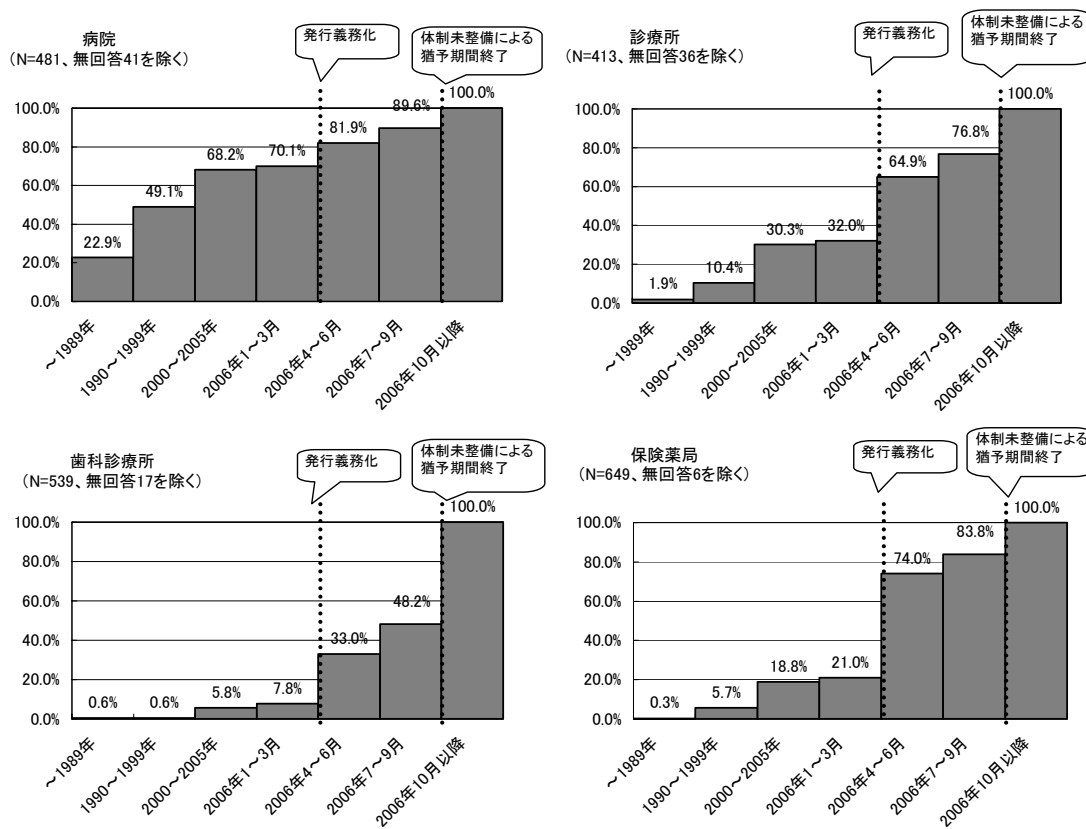
図表 15 累積発行割合



さらに、医療機関種別にみると、発行開始時期について無回答の医療機関を除いた結果は以下のとおりとなっている。

病院においては、比較的早い段階から領収証を発行していることが分かる。歯科診療所においては、猶予期間が終了する平成 18（2006 年）年 10 月を境に、発行割合が 2 倍となっている。保険薬局においては、診療報酬改定が行われ、発行が義務化された平成 18 年（2006 年）4 月を境に発行割合が急増している。

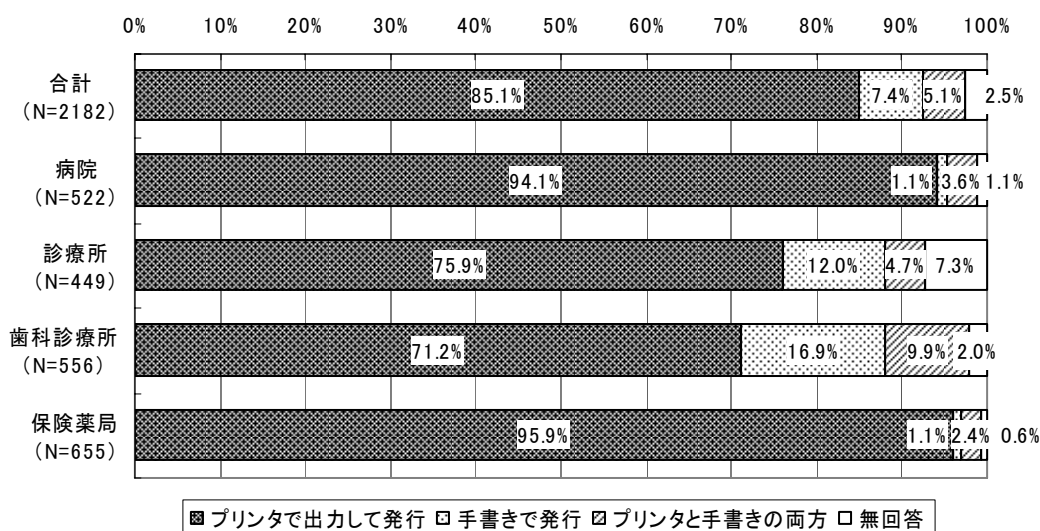
図表 16 累積発行割合（医療機関別）



2) 発行の方法

発行の方法についてみると、病院においては、「プリンタで出力して発行」(94.1%)が最も多く、次いで「プリンタと手書きの両方で発行」(3.6%)となっており、診療所においては、「プリンタで出力して発行」(75.9%)が最も多く、次いで「手書きで発行」(12.0%)となっている。また、歯科診療所においては、「プリンタで出力して発行」(71.2%)が最も多く、次いで「手書きで発行」(16.9%)となっており、保険薬局については、「プリンタで出力して発行」(95.9%)が最も多く、次いで「プリンタと手書きの両方で発行」(2.4%)となっている。

図表 17 発行の方法



※参考：現在のレセ電算普及状況（保健医療福祉情報システム工業会 HP 資料より）

	施設数	レセコン導入済み	導入率 (%)
病院	9,048	8,759	96.8
診療所	87,269	67,666	77.5
歯科	70,119	48,203	68.7
調剤	49,228	40,754	82.8
総合計	215,664	165,382	76.7

注：施設数とレセコン導入済み件数は、平成 17 年 5 月数値を使用

3) 1ヶ月間の発行件数（平成18年10月）

1ヶ月間の発行件数は以下のとおりである。

外来については、病院は平均5,717.32件、診療所は930.17件、歯科診療所は420.65件となっている。

入院については、病院は471.36件、診療所は36.69件、歯科診療所は0.00件となっている。なお、診療所・歯科診療所の「発行件数（入院）」は有床診療所のみでの平均値（それぞれ、n=47、n=1）とした。

また、保険薬局の発行件数は、平均1,346.15件となっている。

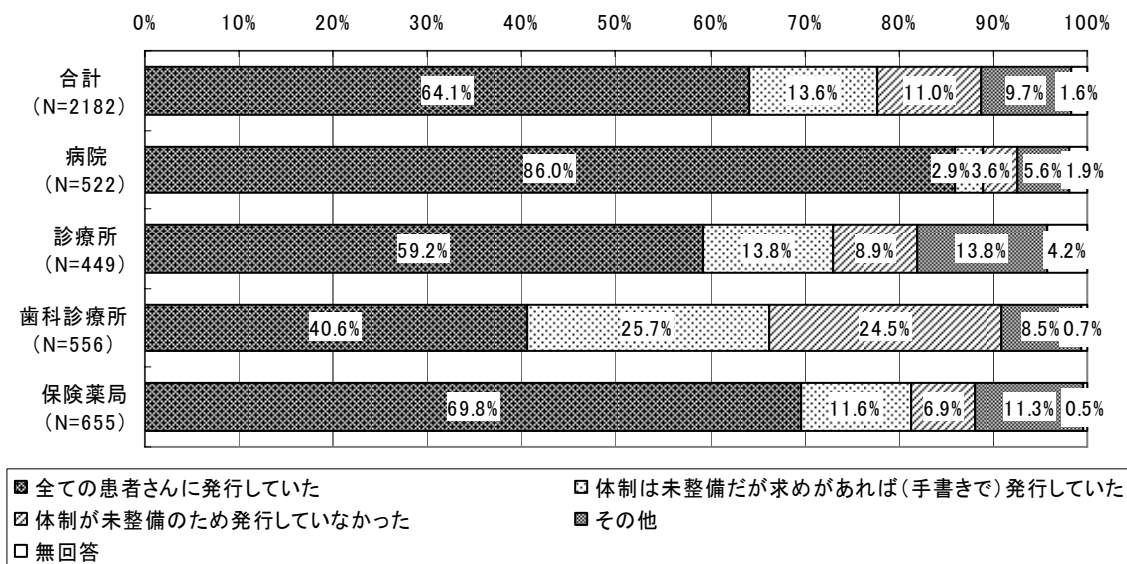
図表 18 1ヶ月間（平成18年10月）の発行件数

		発行件数（外来）		発行件数（入院）	
		平均（件）	標準偏差	平均（件）	標準偏差
全体	(n=2,182)	2417.65	5507.19	243.10	911.11
病院	(n= 522)	5717.32	8308.50	471.36	1230.59
診療所	(n= 449)	930.17	940.47	36.69	80.68
歯科診療所	(n= 556)	420.65	352.50	0.00	0.00
		発行件数			
保険薬局	(n= 655)	1346.15	1158.00		

4) 平成 18 年 9 月までの発行状況

平成 18 年 9 月までの発行状況についてみると、病院においては、「全ての患者さんに発行していた」(86.0%) が最も多く、次いで「その他」(5.6%) となっており、診療所においては、「全ての患者さんに発行していた」(59.2%) が最も多く、次いで「体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた」、「その他」がともに 13.8%となっている。また、歯科診療所においては、「全ての患者さんに発行していた」(40.6%) が最も多く、次いで「体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた」(25.7%) となっており、保険薬局については、「全ての患者さんに発行していた」(69.8%) が最も多く、次いで「体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた」(11.6%) となっている。

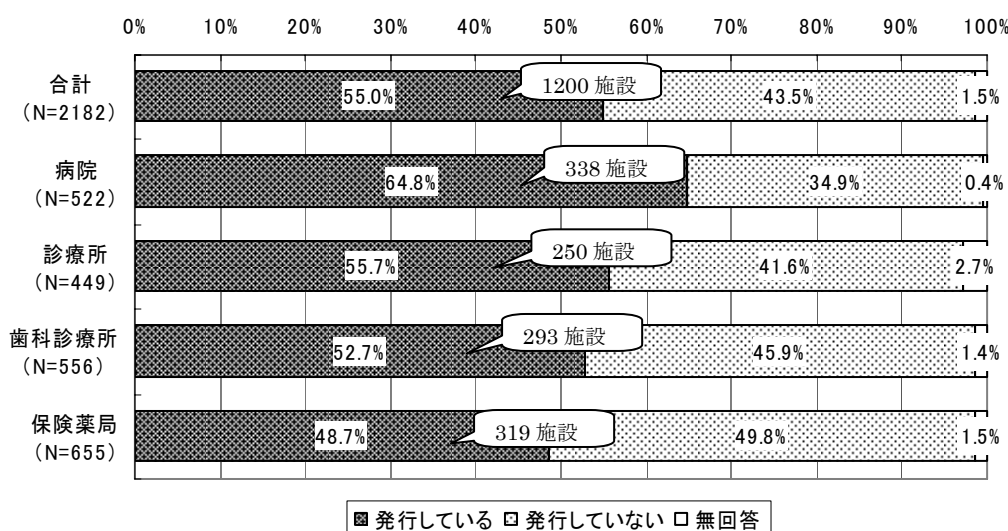
図表 19 平成 18 年 9 月までの発行状況



(5) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況

患者から求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況についてみると、病院では、「発行している」(64.8%)、「発行していない」(34.9%)となっており、診療所では、「発行している」(55.7%)、「発行していない」(41.6%)となっている。また、歯科診療所では、「発行している」(52.7%)、「発行していない」(45.9%)となっており、保険薬局では、「発行している」(48.7%)、「発行していない」(49.8%)となっている。

図表 20 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況



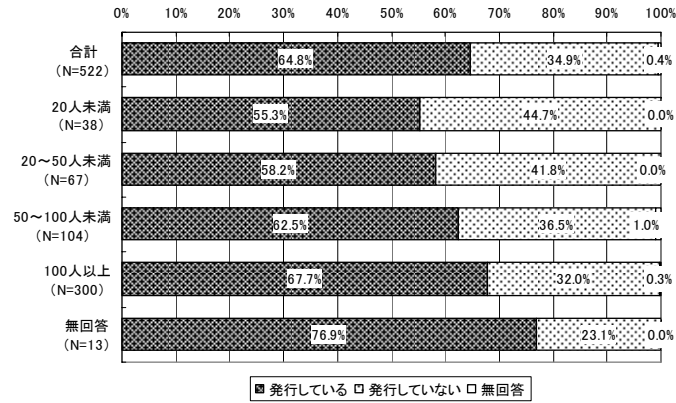
なお、都道府県別の明細書発行状況は次ページのとおりである。

図表 21 明細書の発行状況（都道府県別）

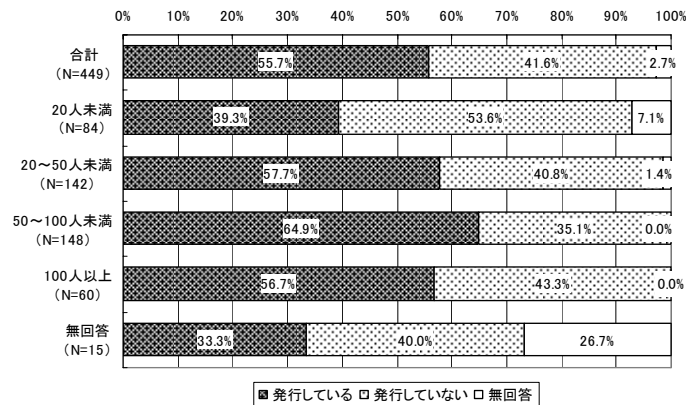
	病院				診療所				歯科診療所				保険薬局			
	合計	発行している	発行していない	無回答	合計	発行している	発行していない	無回答	合計	発行している	発行していない	無回答	合計	発行している	発行していない	無回答
合計	522	338	182	2	449	250	187	12	556	293	255	8	655	319	326	10
北海道	30	17	12	1	13	5	7	1	25	13	11	1	28	10	16	2
青森県	8	5	2	-	4	4	1	-	6	3	3	-	11	6	4	-
岩手県	7	6	3	-	5	6	0	-	6	5	0	-	10	6	4	-
宮城県	9	3	2	-	6	1	2	-	8	2	1	-	11	4	7	-
秋田県	5	1	3	-	3	3	1	-	3	5	1	-	11	3	1	-
山形県	4	8	2	-	6	6	2	-	6	5	2	-	4	9	9	-
福島県	10	3	6	-	8	3	4	-	7	7	4	-	18	11	5	-
茨城県	9	4	3	-	7	6	3	-	11	5	3	-	16	4	4	-
栃木県	7	6	3	-	9	4	2	-	8	4	4	-	8	3	5	-
群馬県	9	17	4	-	4	8	7	-	8	7	10	-	8	8	12	-
埼玉県	21	10	9	-	15	6	8	-	17	9	12	-	20	11	12	1
千葉県	19	32	11	-	14	34	23	-	21	44	31	-	24	31	23	4.2%
東京都	43	14	4	-	59	17	11	-	75	22	19	-	54	10	8	1
神奈川県	18	3	5	-	28	4	2	-	41	5	7	-	19	10	9	5.3%
新潟県	8	5	3	-	8	2	2	25.0%	13	38.5%	53.8%	7.7%	19	52.6%	47.4%	-
富山県	8	4	3	-	3	66.7%	33.3%	-	5	80.0%	20.0%	-	5	60.0%	40.0%	-
石川県	7	2	4	-	4	75.0%	25.0%	-	4	75.0%	25.0%	-	4	100.0%	-	-
福井県	6	1	2	-	2	-	100.0%	-	2	50.0%	50.0%	-	2	100.0%	-	-
山梨県	1	4	2	-	1	100.0%	-	-	4	25.0%	50.0%	25.0%	5	80.0%	20.0%	-
長野県	6	1	2	-	10	5	6	-	7	4	2	-	17	7	10	-
岐阜県	2	6	2	-	7	5	6	-	4	100.0%	-	-	9	5	4	-
静岡県	8	19	2	-	12	4	12	8.3%	17	8	9	-	28	15	13	-
愛知県	21	4	3	-	16	4	3	-	30	15	15	-	27	16	10	3.7%
三重県	7	3	1	-	7	2	2	-	6	4	1	16.7%	9	5	3	11.1%
滋賀県	4	5	6	-	4	2	4	-	6	1	5	-	6	1	5	-
京都府	11	21	17	-	6	33.3%	66.7%	-	6	2	4	-	8	2	6	-
大阪府	38	11	6	-	33	19	14	-	41	22	18	2.4%	36	18	18	-
兵庫県	17	3	1	-	26	3	-	-	27	14	13	-	22	12	10	-
奈良県	4	4	2	-	3	100.0%	-	-	4	4	-	-	4	2	2	-
和歌山県	6	4	2	-	9	5	4	-	7	5	2	-	5	4	1	-
鳥取県	2	2	2	-	1	-	100.0%	-	1	1	-	-	5	2	3	-
島根県	2	2	2	-	2	-	100.0%	-	2	4	2	-	6	3	4	-
岡山県	13	10	5	-	8	4	4	-	10	5	5	-	9	5	4	-
広島県	15	6	3	-	19	13	6	-	18	7	11	-	22	7	15	-
山口県	9	6	3	-	7	5	1	14.3%	8	7	1	-	14	6	8	-
徳島県	6	1	5	-	5	1	3	20.0%	4	2	2	-	7	3	3	14.3%
香川県	4	2	2	-	6	3	3	-	5	2	3	-	5	4	1	-
愛媛県	9	3	6	-	4	2	2	-	5	3	2	-	9	5	4	-
高知県	8	8	2	-	1	-	100.0%	-	3	33.3%	66.7%	-	6	33.3%	66.7%	-
福岡県	32	23	8	1	24	12	12	-	31	14	16	3.2%	47	29	18	-
佐賀県	7	5	2	-	4	3	3	-	4	3	5	-	12	2	9	8.3%
長崎県	7	11	3	-	6	4	2	-	8	4	2	-	11	4	12	-
熊本県	14	11	1	-	6	6	2	-	7	4	1	14.3%	16	3	7	-
大分県	12	5	1	-	8	4	2	-	7	3	1	-	10	2	6	-
宮崎県	6	7	8	-	6	3	5	-	4	1	6	-	8	8	3	-
鹿児島県	15	5	2	-	9	1	1	11.1%	7	4	3	-	12	4	1	8.3%
沖縄県	7	1	1	-	1	100.0%	-	-	7	7	2	-	6	1	1	16.7%
無回答	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0%	50.0%	-

明細書の発行状況を外来患者数別に見ると、病院では外来患者が多いほど、明細書を発行している傾向がみられている。

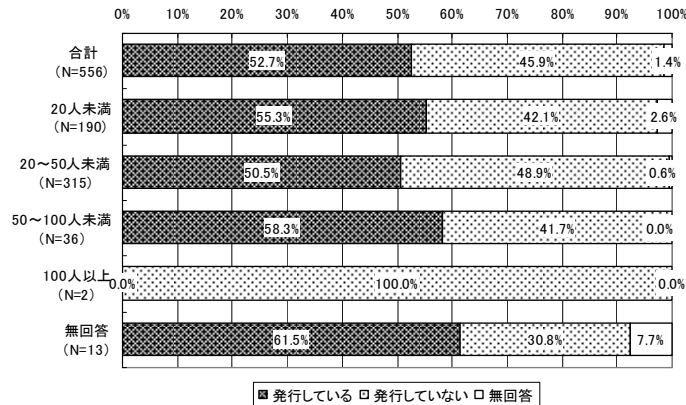
図表 22 明細書の発行状況（外来患者数別：病院）



図表 23 明細書の発行状況（外来患者数別：診療所）



図表 24 明細書の発行状況（外来患者数別：歯科診療所）



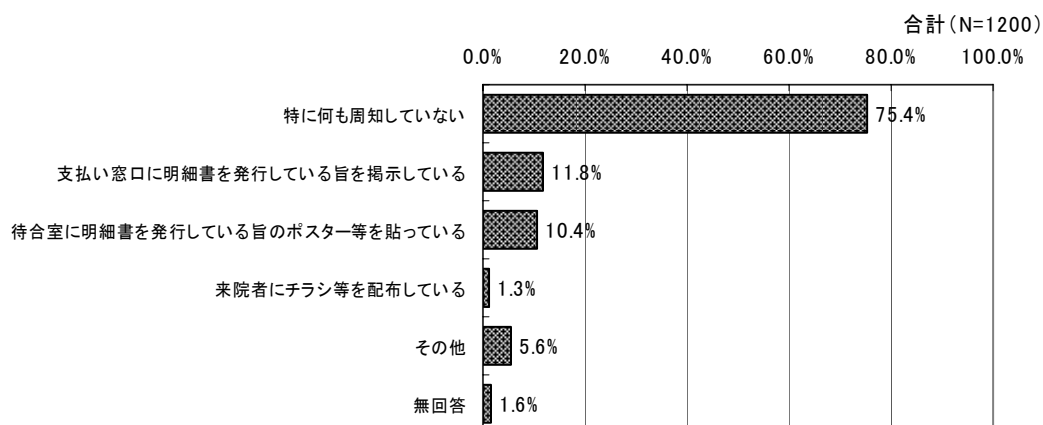
(6) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設の状況

1) 明細書の発行に関する患者さんへの周知方法

(ア) 医療機関全体

明細書を発行している医療機関全体についてみると、「特に何も周知していない」(75.4%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(11.8%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(10.4%)となっている。

図表 25 明細書の発行に関する患者さんへの周知方法 (全体) : 複数回答



ちなみに初診料の電子化加算に関する施設基準等は以下に示すもので、明細書を交付する体制もその要件の一部となっている。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて

(平 18.3.6 保医発 0306002) 抄

別添 1

初・再診料の施設基準等

第 1 電子化加算

1 電子化加算に関する施設基準等

次のいずれにも該当していること。

(1) 次のいずれにも該当していること。

- ア 診療報酬の請求に係る電算処理システムを導入していること。
- イ 個別の費用ごとに区分して記載した領収証（医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かるもの）を無償で交付していること。
- ウ 平成 19 年 4 月 1 日以降、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が 400 床以上の病院に限る。）。

(2) 次のいずれかに該当していること。

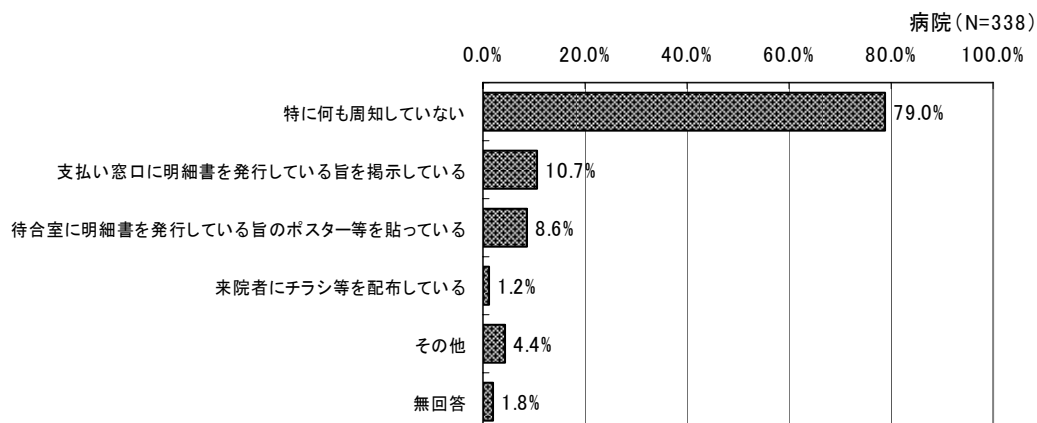
- ア フレキシブルディスク又は光ディスクを提出することにより診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が 400 床未満の保険医療機関に限る。）。
- イ 試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が 400 床未満の保険医療機関に限る。）。ただし、平成 19 年 3 月 31 日までの間は、許可病床数が 400 床以上の病院を含む。
- ウ 患者から求めがあった時に、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細証を交付する体制を整えていること。

- エ バーコード、電子タグ等による医療安全対策を行っていること。
- オ インターネットを活用した予約システムが整備されていること。
- カ 診療情報（紹介状を含む。）を電子的に提供していること。
- キ 検査、投薬等に係るオーダーリングシステムが整備されていること。
- ク 電子カルテによる診療録管理を行っていること。
- ケ フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存し、コンピューターの表示装置等を活用し画像診断を行っていること。
- コ 遠隔医療支援システムを活用し、離島若しくはへき地における医療又は在宅医療を行っていること。

(イ) 病院

病院では、「特に何も周知していない」(79.0%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(10.7%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(8.6%)となっている。

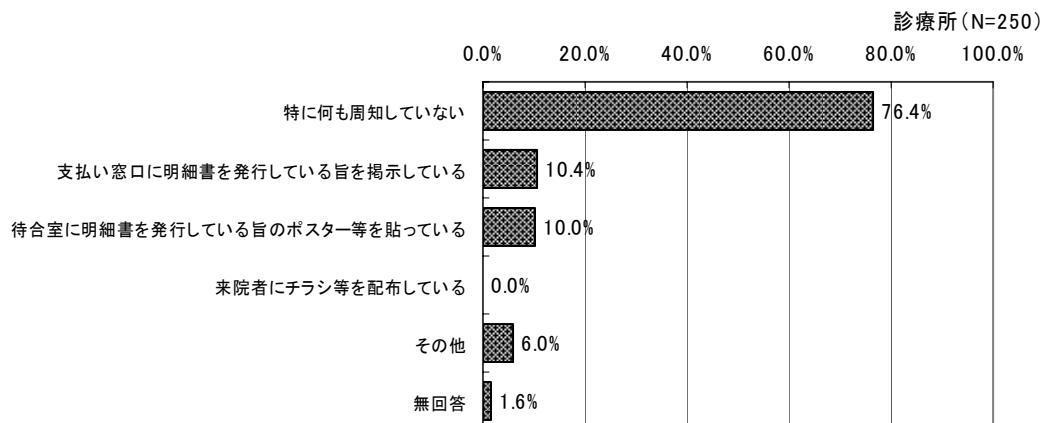
図表 26 明細書発行に関する患者さんへの周知方法（病院）：複数回答



(ウ) 診療所

診療所についてみると、「特に何も周知していない」(76.4%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(10.4%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(10.0%)となっている。

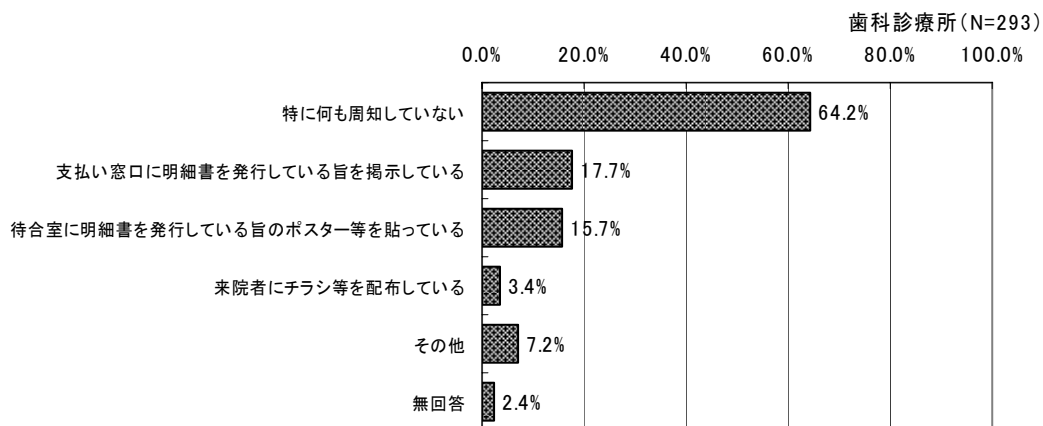
図表 27 明細書発行に関する患者さんへの周知方法（診療所）：複数回答



(エ) 歯科診療所

歯科診療所についてみると、「特に何も周知していない」(64.2%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(17.7%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(15.7%)となっている。

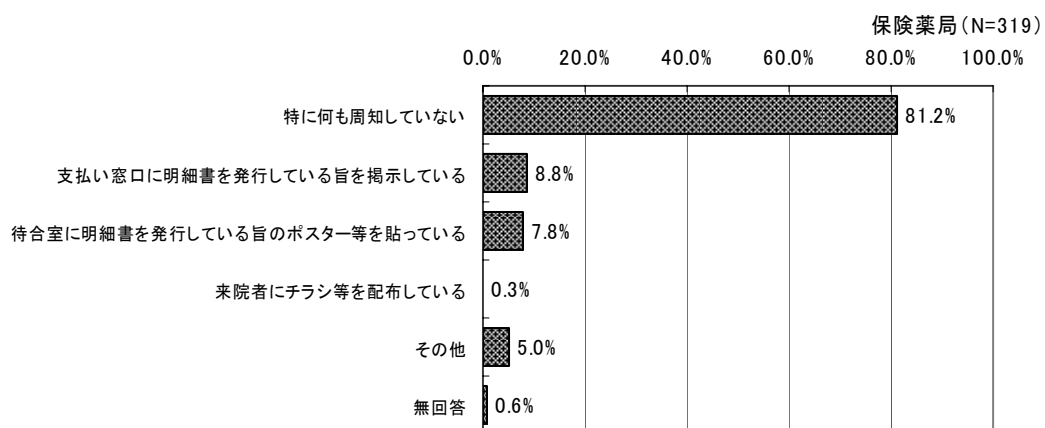
図表 28 明細書発行に関する患者さんへの周知方法（歯科診療所）：複数回答



(オ) 保険薬局

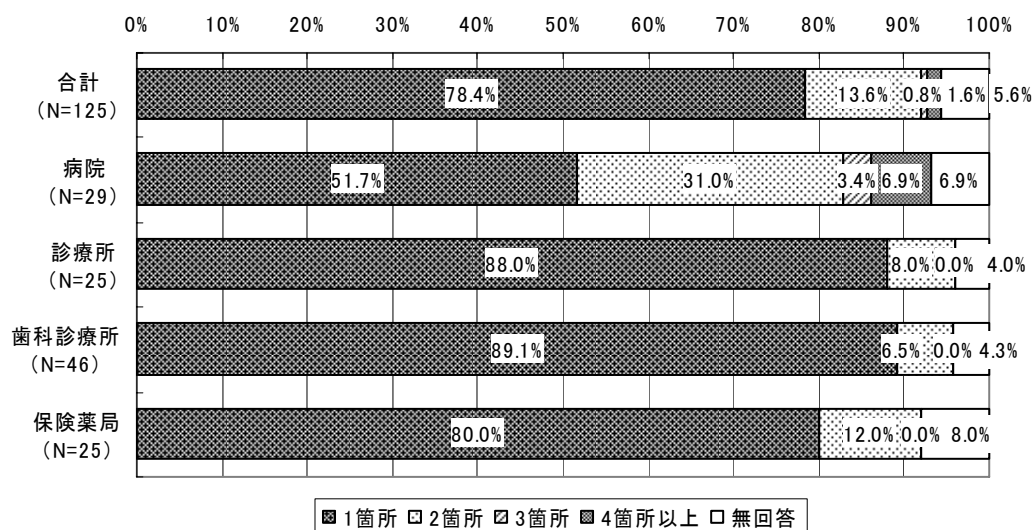
保険薬局についてみると、「特に何も周知していない」(81.2%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(8.8%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(7.8%)となっている。

図表 29 明細書発行に関する患者さんへの周知方法（保険薬局）：複数回答

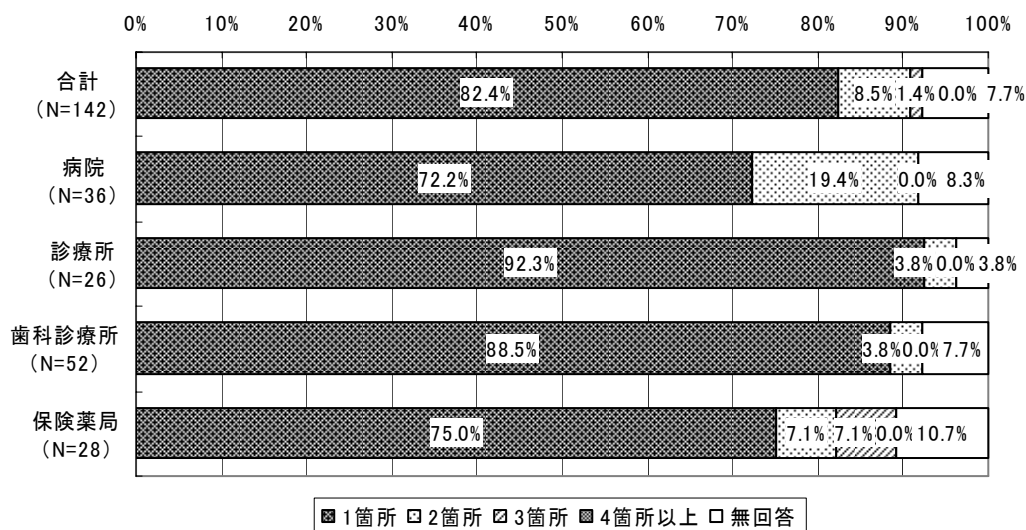


また、明細書を発行している旨のポスター等を貼っている箇所数、および明細書を発行する旨を掲示している箇所数については、以下のとおりである。

図表 30 明細書を発行している旨のポスター等を貼っている箇所数



図表 31 明細書を発行している旨を掲示している箇所数

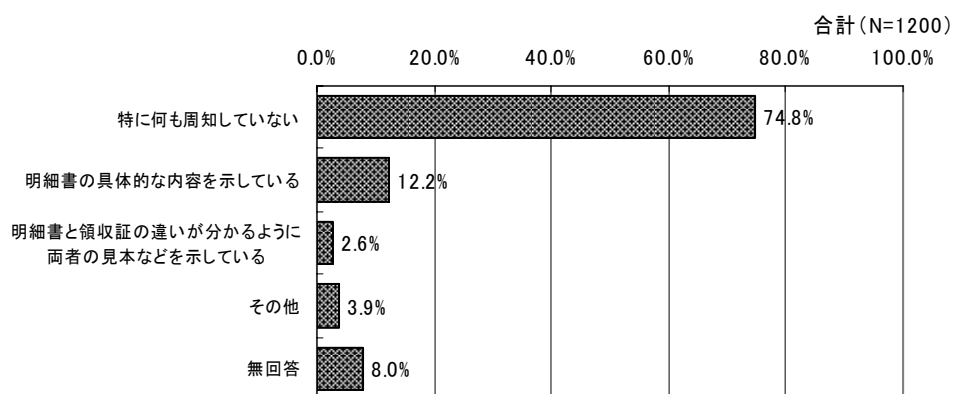


2) 明細書の発行に関する患者さんへの具体的な周知内容

(ア) 医療機関全体

医療機関全体では、「特に何も周知していない」(74.8%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(12.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(2.6%)となっている。

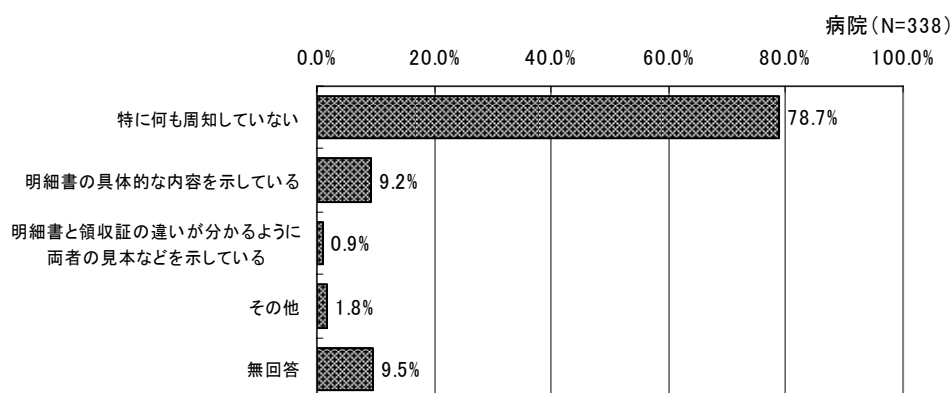
図表 32 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容 (全体) : 複数回答



(イ) 病院

病院では、「特に何も周知していない」(78.7%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(9.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(0.9%)となっている。

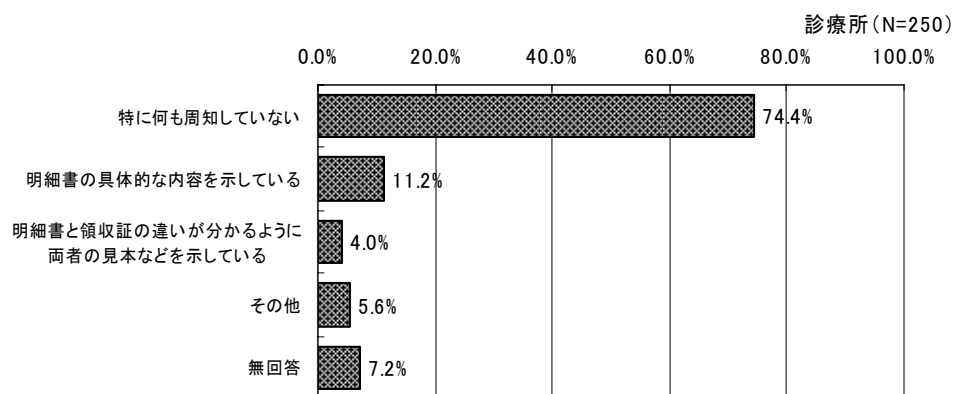
図表 33 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容 (病院) : 複数回答



(ウ) 診療所

診療所では、「特に何も周知していない」(74.4%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(11.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(4.0%)となっている。

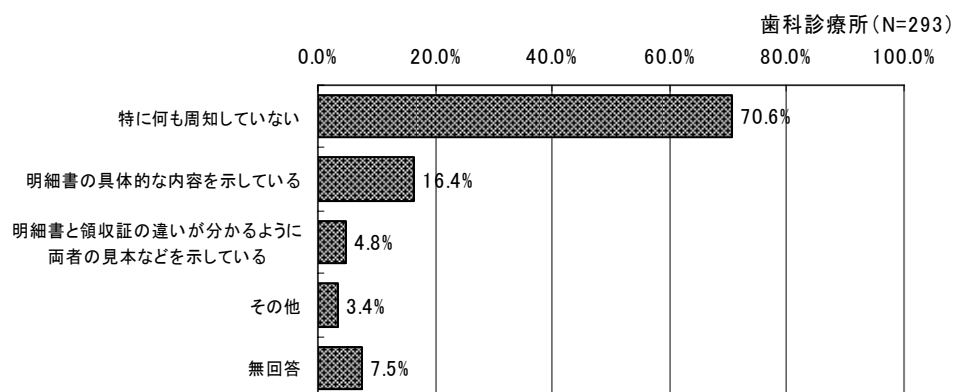
図表 34 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容（診療所）：複数回答



(エ) 歯科診療所

歯科診療所では、「特に何も周知していない」(70.6%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(16.4%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(4.8%)となっている。

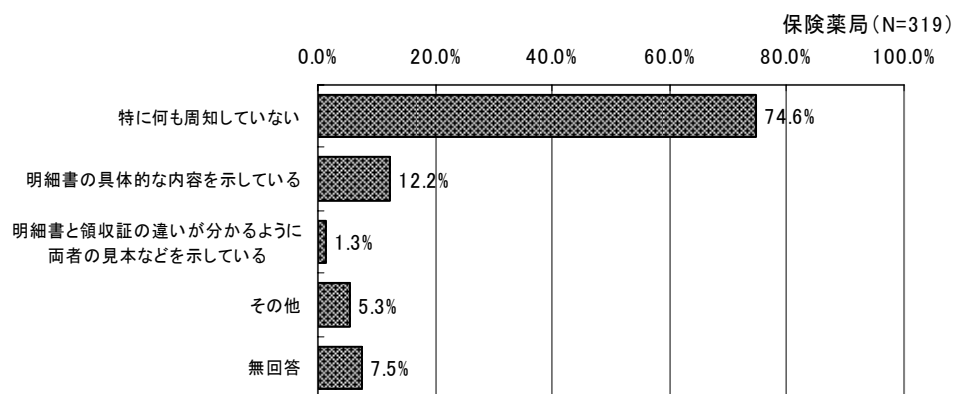
図表 35 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容（歯科診療所）：複数回答



(オ) 保険薬局

保険薬局では、「特に何も周知していない」(74.6%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(12.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(1.3%)となっている。

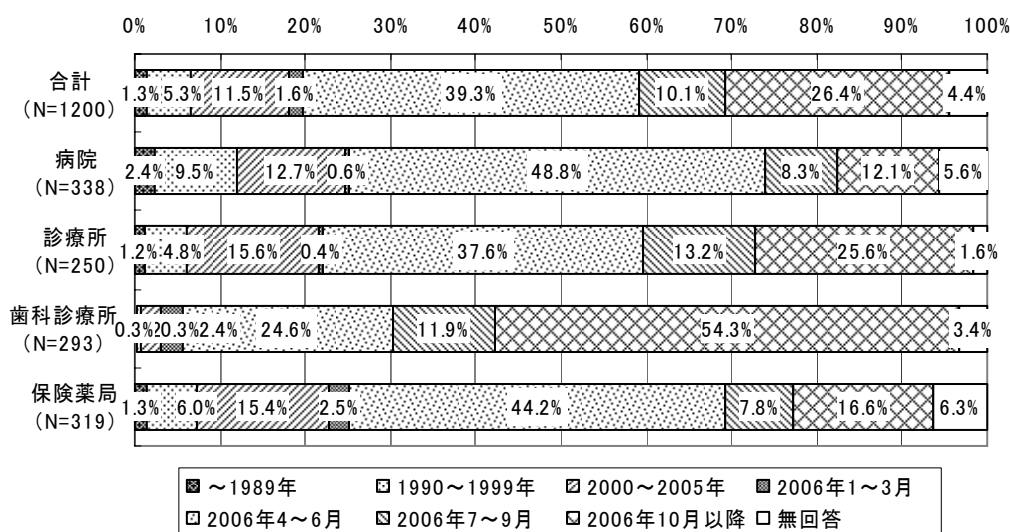
図表 36 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容（保険薬局）複数回答



3) 発行開始時期

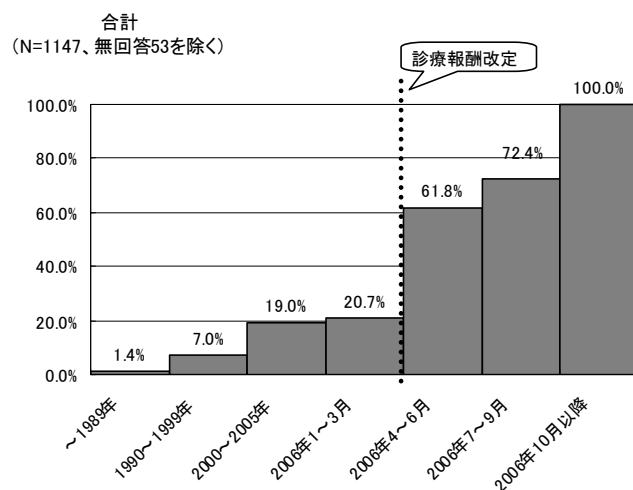
発行開始時期についてみると、明細書を発行している医療機関のうち、病院においては、「2006年4～6月」(48.8%)が最も多く、次いで「2000～2005年」(12.7%)となっており、診療所においては、「2006年4～6月」(37.6%)が最も多く、次いで「2006年10月以降」(25.6%)となっている。また、歯科診療所においては、「2006年10月以降」(54.3%)が最も多く、次いで「2006年4～6月」(24.6%)となっており、保険薬局については、「2006年4～6月」(44.2%)が最も多く、次いで「2006年10月以降」(16.6%)となっている。

図表 37 発行開始時期



次に、明細書を発行している施設のうち、発行開始時期が無回答の医療機関を除いた場合において、累積発行割合についてみると、保険医療機関全体では平成 18 年（2006 年）4 月の診療報酬改定の前後で、20.7%から 61.8%へと変化している。

図表 38 累積発行割合

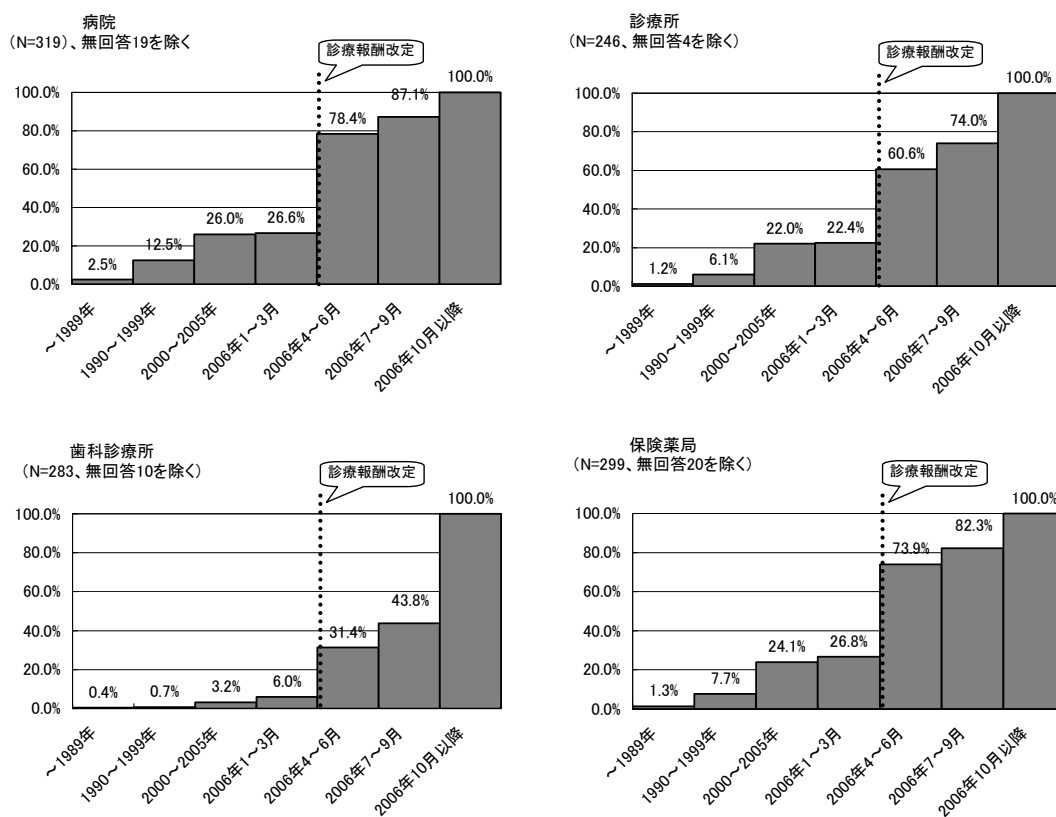


注：上図では、発行開始時期が無回答の医療機関、および明細書を発行していない施設を除いている。対象は以下のとおり。

全体	1147 施設
病院	319 施設
診療所	246 施設
歯科診療所	283 施設
保険薬局	299 施設

さらに、医療機関種別にみると、明細書を発行している医療機関のうち、発行開始時期が無回答の医療機関を除いた場合は以下のとおりとなっている。

図表 39 累積発行割合（医療機関別）



4) 1ヶ月間の発行件数（平成18年10月）

1ヶ月間の明細書の発行件数は以下のとおりである。

外来については、病院は平均600.46件、診療所は595.34件、歯科診療所は255.14件となっている。

入院については、病院は62.31件、診療所は35.60件、歯科診療所は0.00件となっている。なお、診療所・歯科診療所の「発行件数（入院）」は有床診療所のみ平均値（それぞれ、n=31、n=1）とした。

また、保険薬局の発行件数は、平均668.60件となっている。

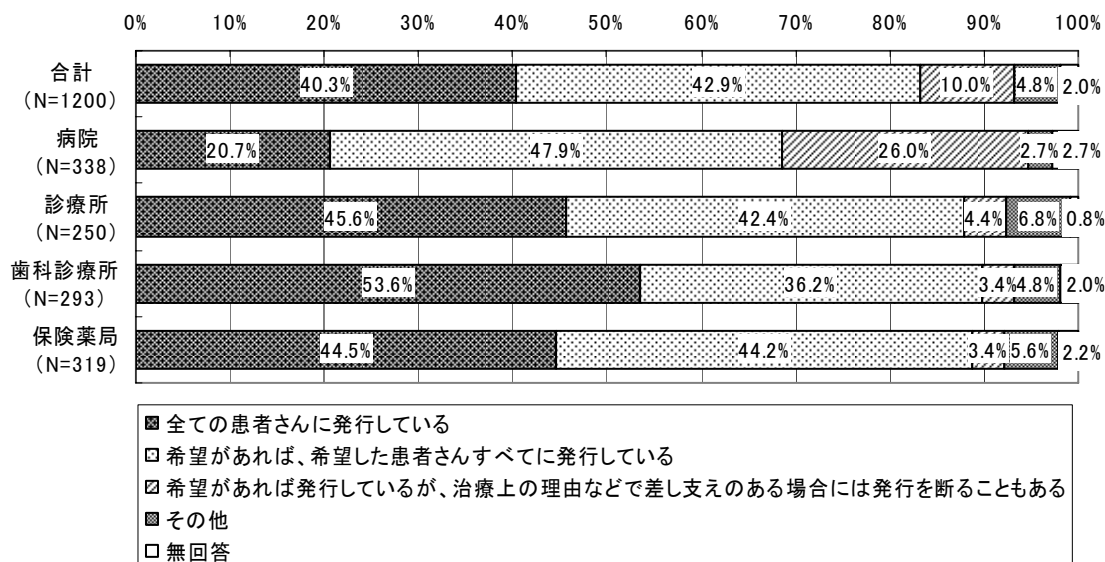
図表 40 1ヶ月間（平成18年10月）の発行件数

	発行件数（外来）		発行件数（入院）	
	平均（件）	標準偏差	平均（件）	標準偏差
全体 (n=1,200)	488.20	1,546.97	39.75	191.44
病院 (n= 338)	600.46	2,310.40	62.31	240.31
診療所 (n= 250)	595.34	942.27	35.60	102.72
歯科診療所 (n= 293)	255.14	306.42	0.00	0.00
	発行件数			
保険薬局 (n= 319)	668.60	1,006.19		

5) 明細書の発行状況

明細書の発行状況についてみると、病院においては、「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(47.9%)が最も多く、次いで「希望があれば発行しているが、治療上の理由などで差し支えのある場合には発行を断ることもある」(26.0%)となっており、診療所においては、「全ての患者さんに発行している」(45.6%)が最も多く、次いで「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(42.4%)となっている。また、歯科診療所においては、「全ての患者さんに発行している」(53.6%)が最も多く、次いで「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(36.2%)となっており、保険薬局については、「全ての患者さんに発行している」(44.5%)が最も多く、次いで「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(44.2%)となっている。

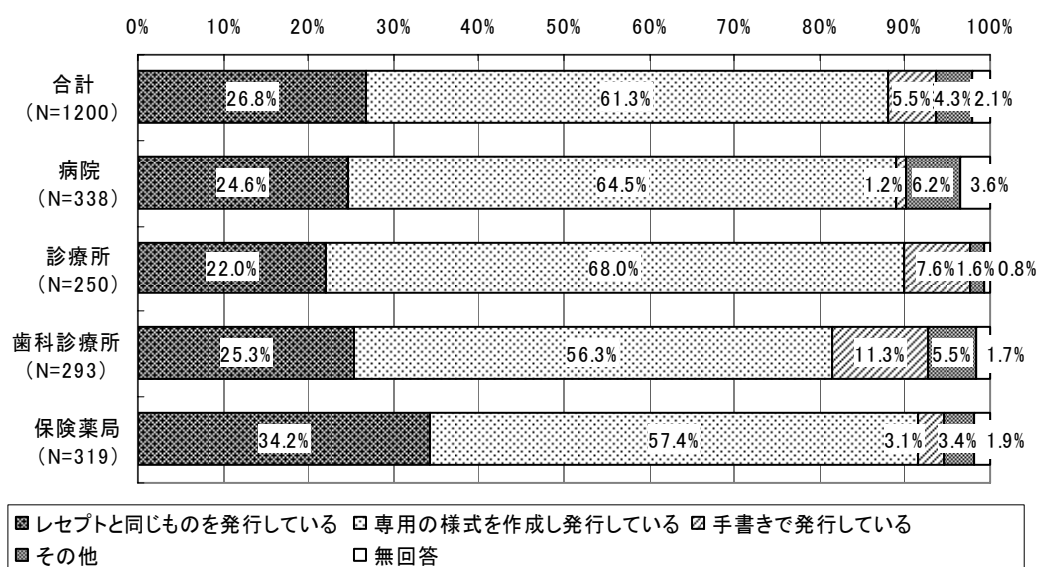
図表 41 明細書の発行状況



6) 明細書の発行方法

明細書の発行方法についてみると、病院においては、「専用の様式を作成し発行している」(64.5%)が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」(24.6%)となっており、診療所においては、「専用の様式を作成し発行している」(68.0%)が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」(22.0%)となっている。また、歯科診療所においては、「専用の様式を作成し発行している」(56.3%)が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」(25.3%)となっており、保険薬局については、「専用の様式を作成し発行している」(57.4%)が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」(34.2%)が多くなっている。

図表 42 明細書の発行方法

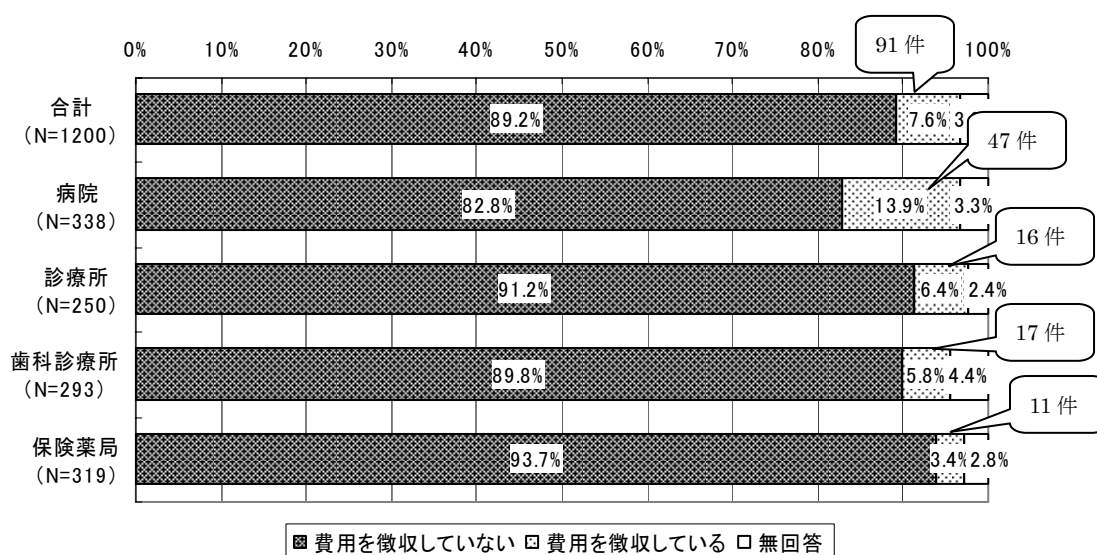


7) 費用徴収の有無

費用徴収の有無についてみると、病院においては、「費用を徴収していない」(82.8%)、「費用を徴収している」(13.9%)となっており、診療所においては、「費用を徴収していない」(91.2%)、「費用を徴収している」(6.4%)となっている。また、歯科診療所においては、「費用を徴収していない」(89.8%)、「費用を徴収している」(5.8%)となっており、保険薬局については、「費用を徴収していない」(93.7%)、「費用を徴収している」(3.4%)となっている。

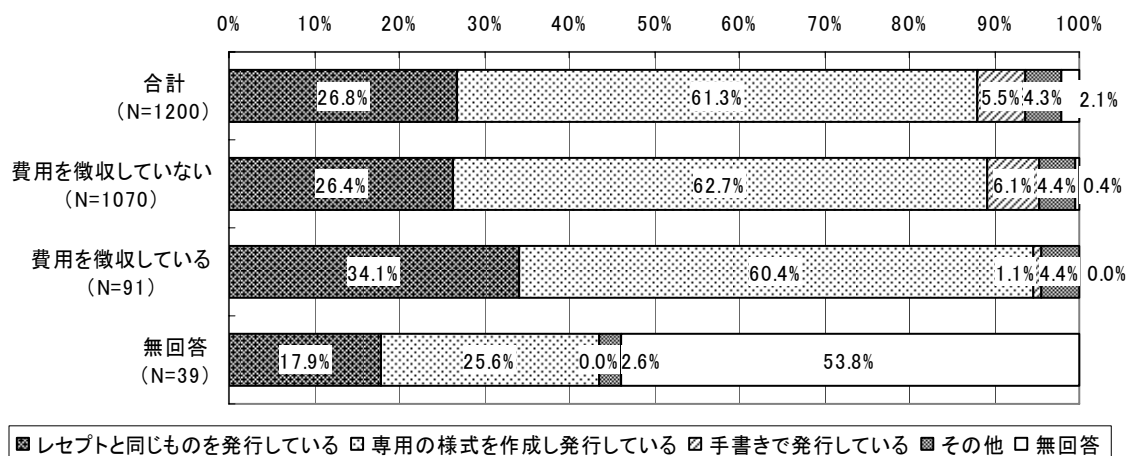
なお、費用を徴収している施設の件数を、ふき出しで示した。

図表 43 費用徴収の有無



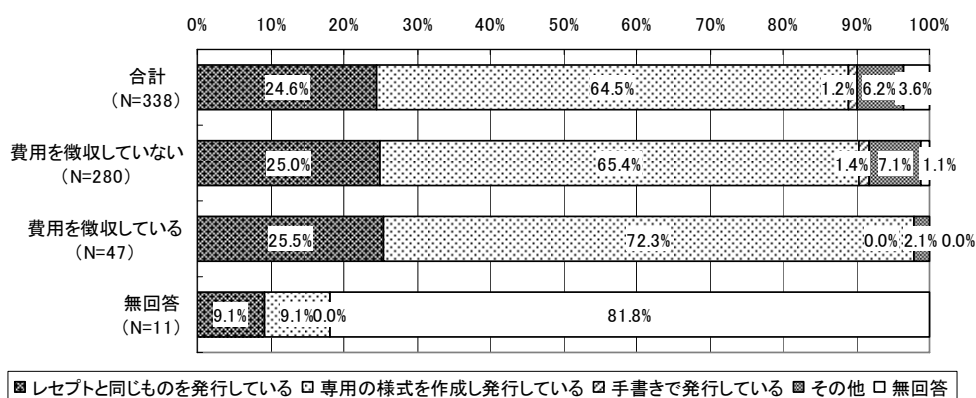
なお、明細書発行方法を費用徴収の有無別にみると、費用を徴収していない医療機関全体では26.4%、徴収している医療機関全体では34.1%が「レセプトと同じものを発行している」と回答していた。双方ともに、約6割で「専用の様式を作成し発行している」との回答であった。

図表 44 明細書の発行方法（費用徴収の有無別：全体）

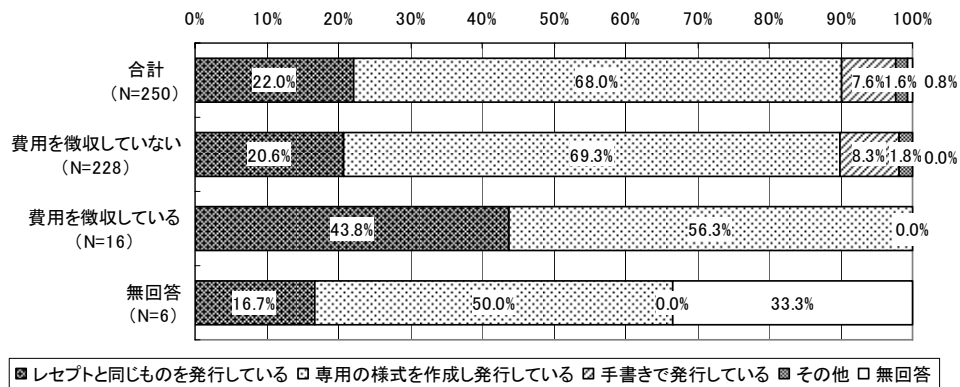


なお、医療機関種別の状況は以下のとおりである。

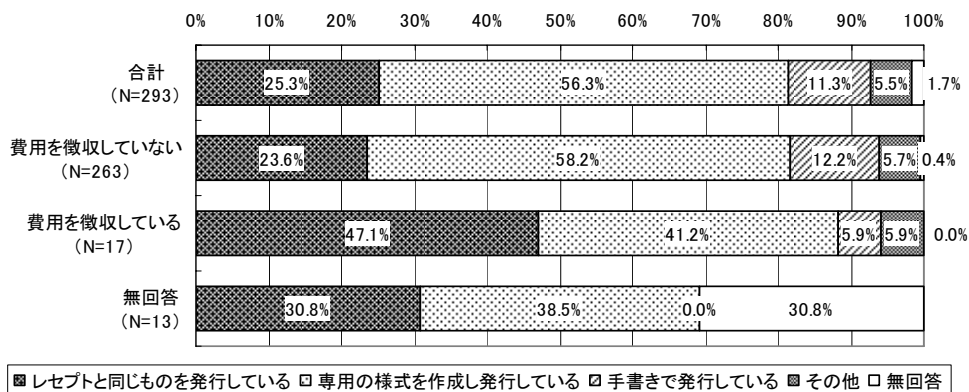
図表 45 明細書の発行方法（費用徴収の有無別：病院）



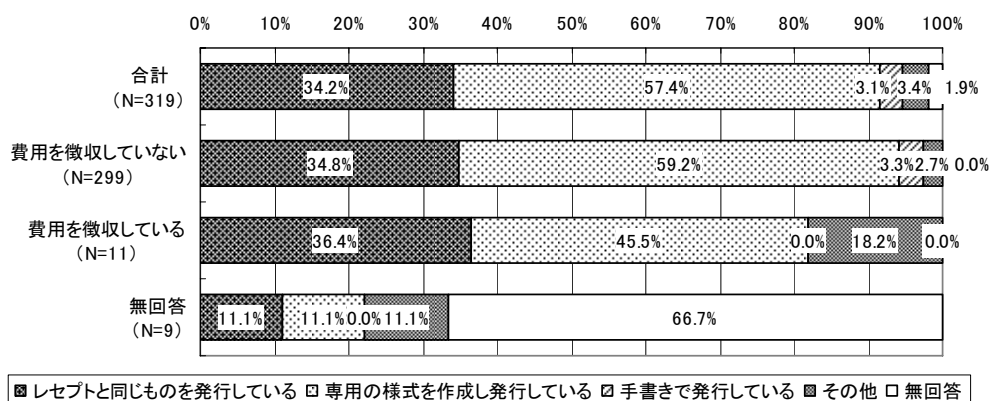
図表 46 明細書の発行方法（費用徴収の有無別：診療所）



図表 47 明細書の発行方法（費用徴収の有無別：歯科診療所）



図表 48 明細書の発行方法（費用徴収の有無別：保険薬局）

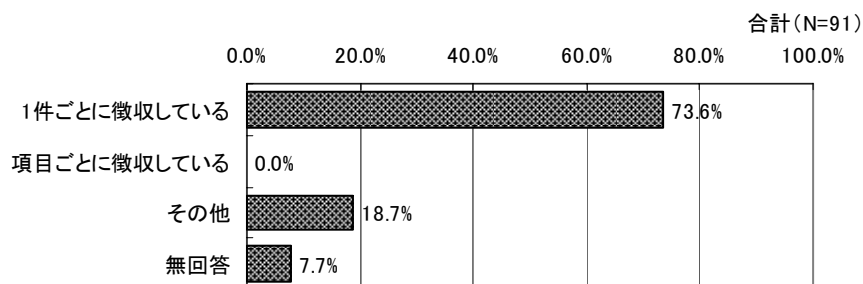


8) 費用徴収の方法

(ア) 医療機関全体

費用徴収の方法についてみると、「1件ごとに徴収している」(73.6%)が最も多く、次いで「その他」(18.7%)となっている。「項目ごとに徴収している」との回答は見られなかった。

図表 49 費用徴収の方法 (医療機関全体)

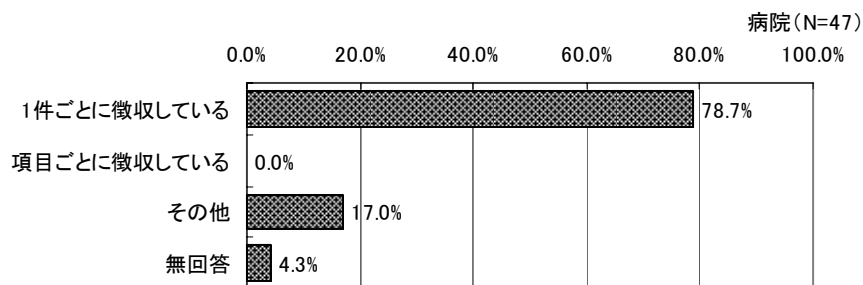


「その他」の具体的な内容としては、「10円/枚」、「初診のみ30円/件を徴収」、「1年ごとに徴収(525円/年)」、「入院・領収書単位、外来、1科1ヶ月単位、各1,050円」、「1ページ20円」等が挙げられている。

(イ) 病院

費用徴収の方法についてみると、「1件ごとに徴収している」(78.7%)が最も多く、次いで「その他」(17.0%)となっている。

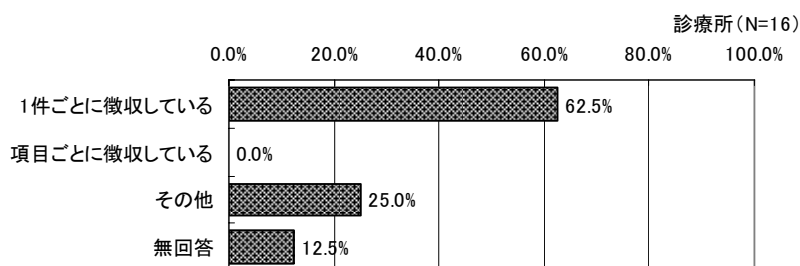
図表 50 費用徴収の方法 (病院)



(ウ) 診療所

費用徴収の方法についてみると、「1 件ごとに徴収している」(62.5%) が最も多く、「その他」(25.0%) となっている。

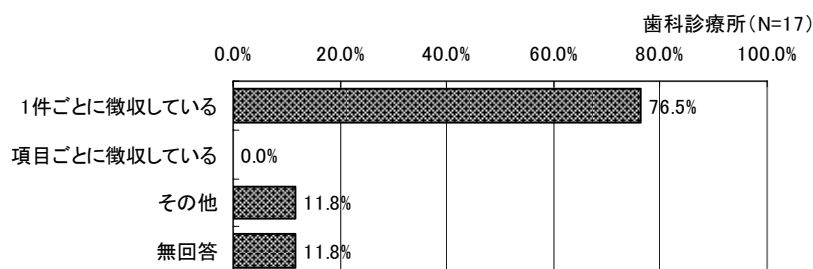
図表 51 費用徴収の方法 (診療所)



(エ) 歯科診療所

費用徴収の方法についてみると、「1 件ごとに徴収している」(76.5%) が最も多く、「その他」(11.8%) となっている。

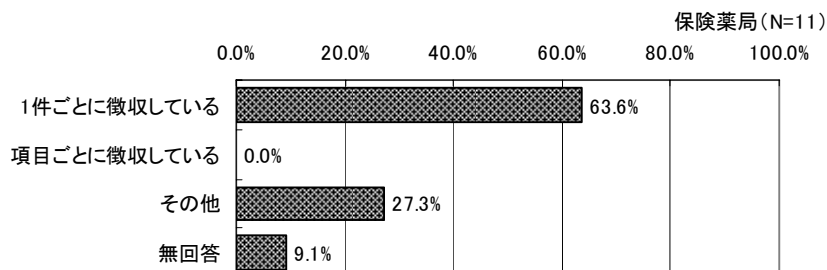
図表 52 費用徴収の方法 (歯科診療所)



(オ) 保険薬局

費用徴収の方法についてみると、「1 件ごとに徴収している」(63.6%) が最も多く、「その他」(27.3%) となっている。

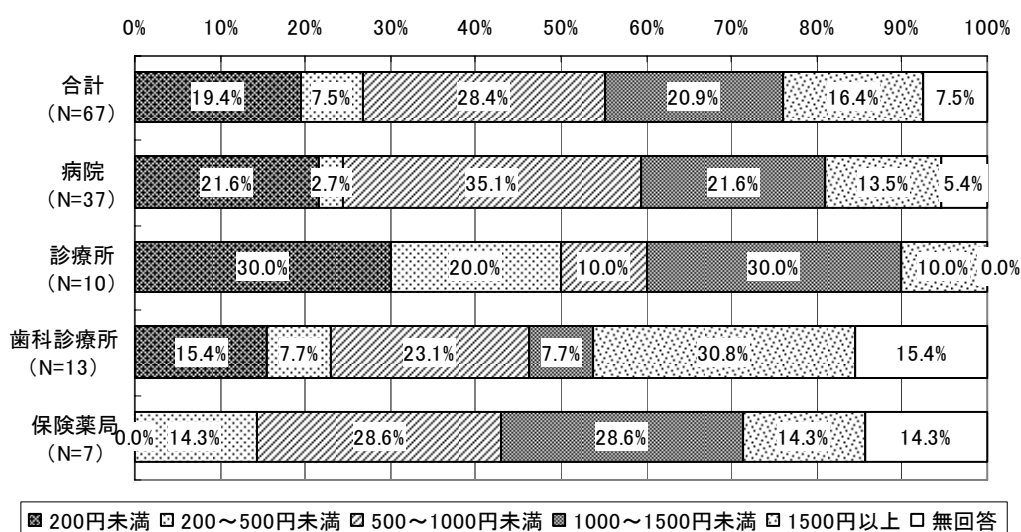
図表 53 費用徴収の方法 (保険薬局)



9) 費用徴収の金額（1件ごとに徴収）

明細書について費用を徴収している医療機関は少ないため、データ数は少ないが、1件ごとに徴収している費用の金額についてみると、病院においては、「500～1000円未満」（35.1%）が最も多く、次いで「200円未満」、「1000円～1500円未満」（ともに21.6%）であった。診療所においては、「200円未満」、「1000～1500円未満」がともに30.0%となっている。また、歯科診療所においては、「1500円以上」（30.8%）が最も多く、保険薬局については、「500～1000円未満」、「1000～1500円未満」（ともに28.6%）となっている。

図表 54 費用徴収の金額（1件ごとに徴収している場合）



各医療機関種別における、費用徴収の平均値、標準偏差、最大値、中央値、最小値は以下のとおりである。

図表 55 明細書発行にかかる費用

(単位：円)

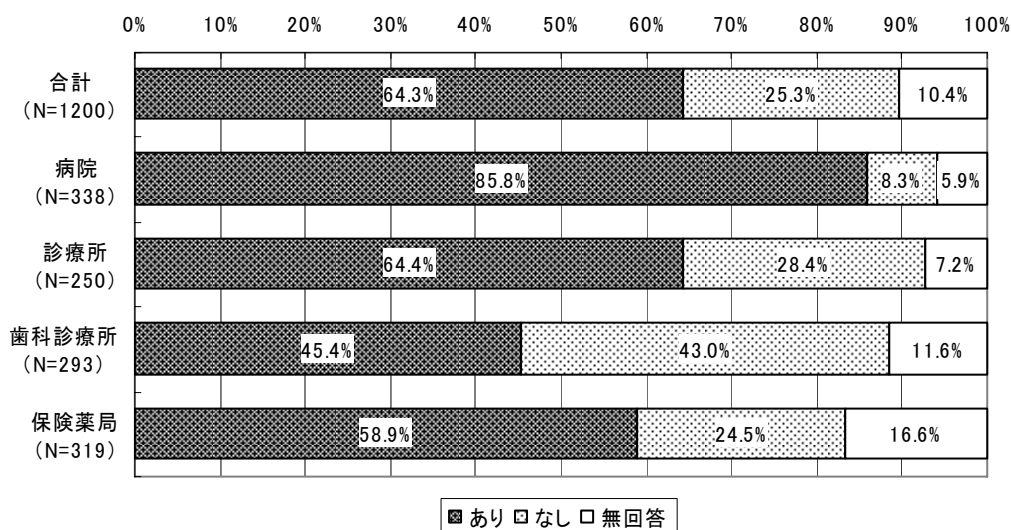
	平均値	標準偏差	最大値	中央値	最小値
合計	863.05	901.43	5,000	525	5
病院	761.23	653.37	3,000	525	10
診療所	620.50	595.80	2,000	400	5
歯科診療所	1,440.91	1,536.35	5,000	500	50
保険薬局	801.83	461.47	1,611	750	200

10) IT化の状況

(ア) 医事会計システム導入の有無

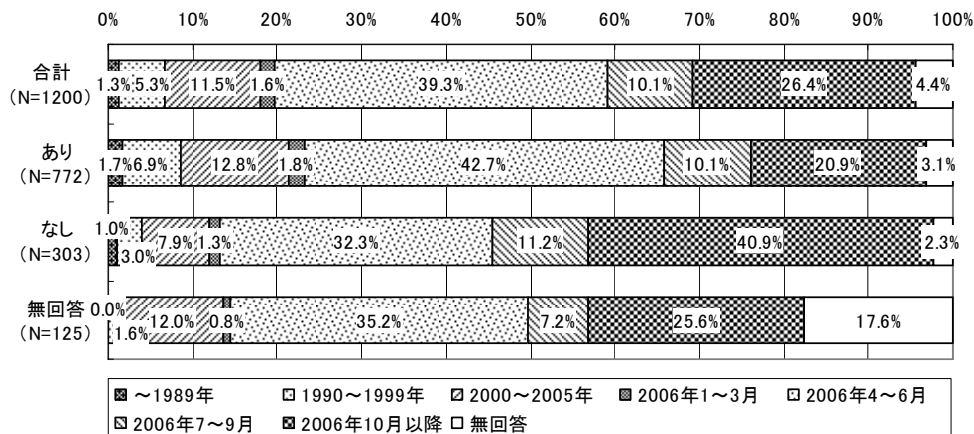
医事会計システム導入の有無についてみると、病院においては、「あり」(85.8%)、「なし」(8.3%)となっており、診療所においては、「あり」(64.4%)、「なし」(28.4%)となっている。また、歯科診療所においては、「あり」(45.4%)、「なし」(43.0%)となっており、保険薬局については、「あり」(58.9%)、「なし」(24.5%)となっている。

図表 56 医事会計システム導入の有無



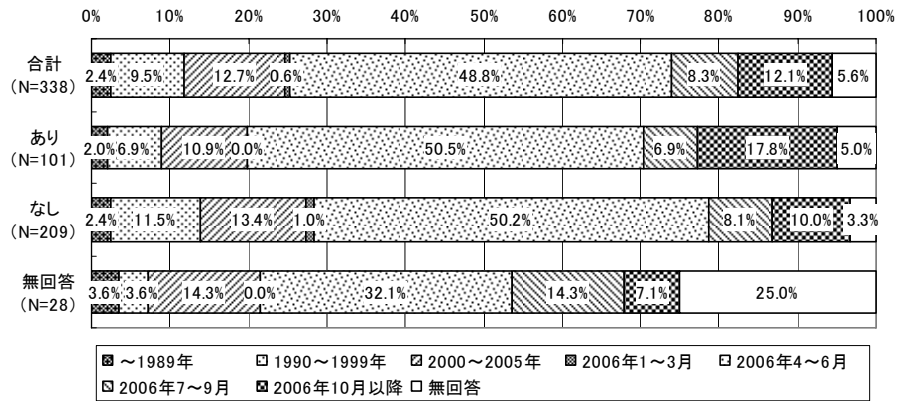
医事会計システムの導入有無と明細書の発行開始時期との関連についてみると、医療機関全体において、医事会計システムを導入している医療機関の方が早期に明細書を発行している傾向が見られた。

図表 57 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連 (全体)

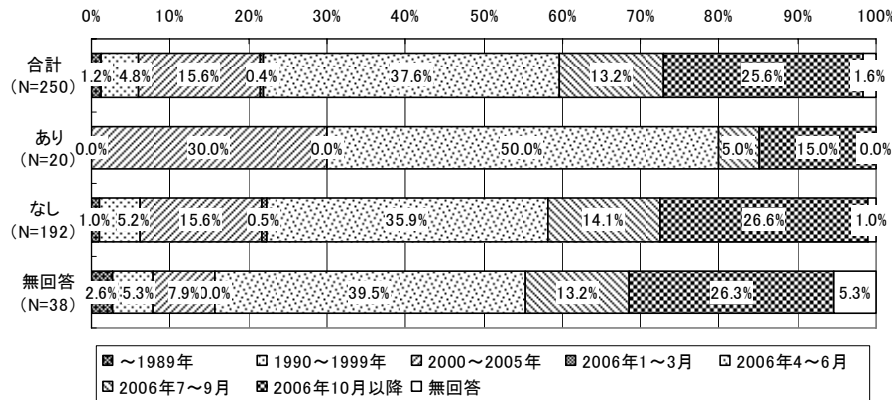


これを医療機関種別にみると、以下のとおりである。病院では医事会計システムを導入している医療機関の方が、明細書の発行開始時期が遅い傾向が見られているが、診療所では逆の結果となっている。

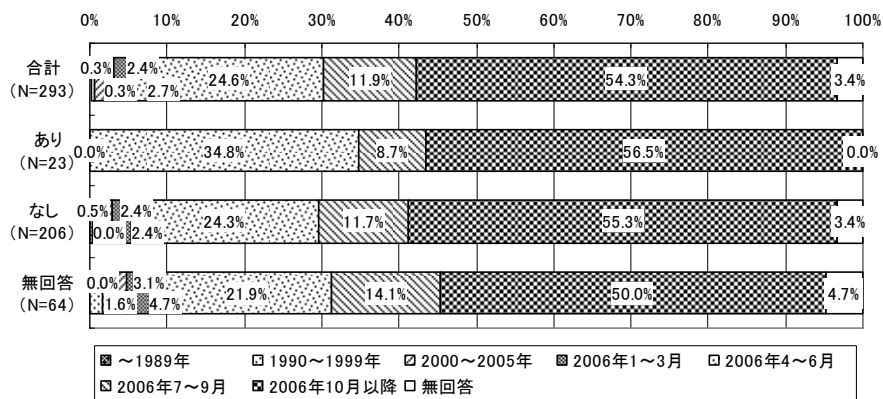
図表 58 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連（病院）



図表 59 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連（診療所）



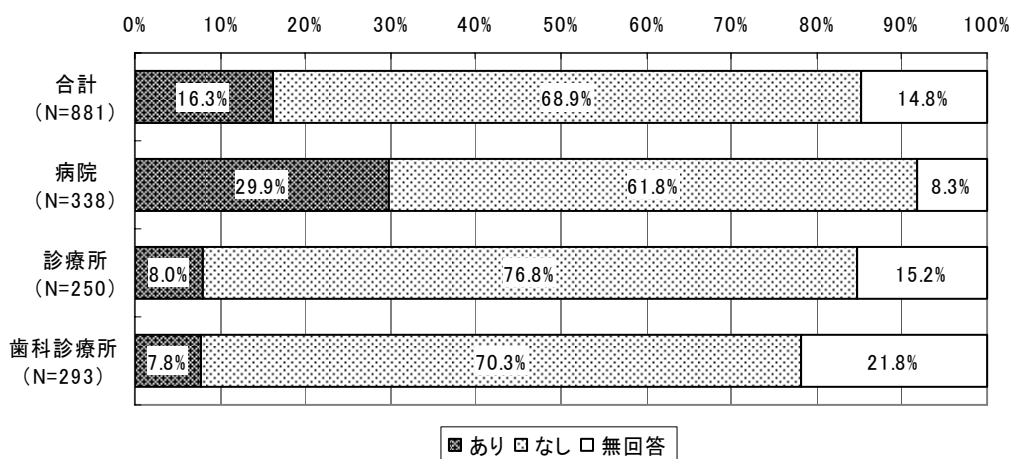
図表 60 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連（歯科診療所）



(イ) オーダリングシステム導入の有無

オーダリングシステム導入の有無についてみると、病院においては、「あり」(29.9%)、「なし」(61.8%)となっており、診療所においては、「あり」(8.0%)、「なし」(76.8%)となっている。また、歯科診療所においては、「あり」(7.8%)、「なし」(70.3%)となっている。

図表 61 オーダリングシステム導入の有無



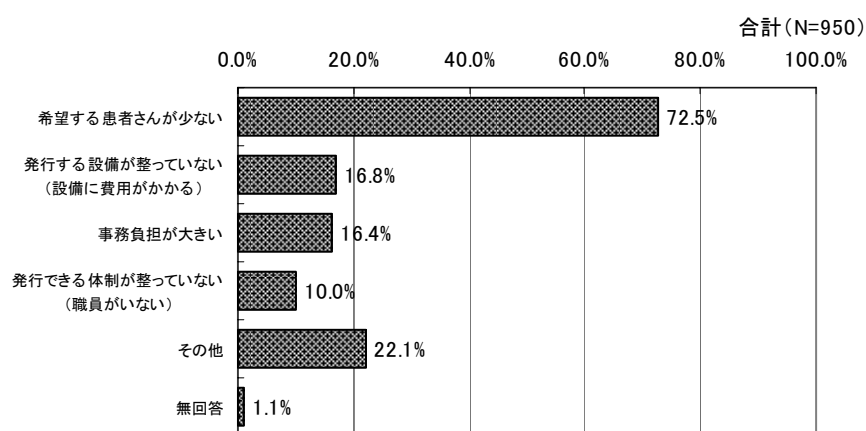
(7) 「個別診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設の状況

1) 明細書を発行しない理由

(ア) 医療機関全体

明細書を発行していない医療機関に対して、発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(72.5%)が最も多くなっている。

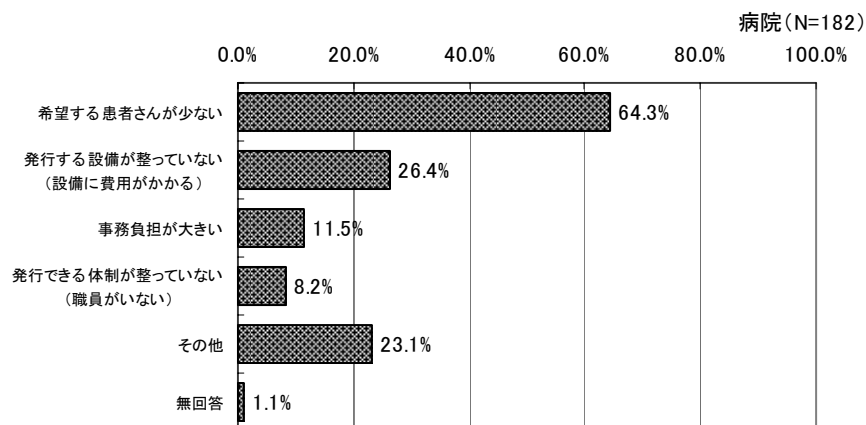
図表 62 明細書を発行しない理由(全体):複数回答



(イ) 病院

明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(64.3%)が最も多く、次いで「発行する設備が整っていない」(26.4%)となっている。

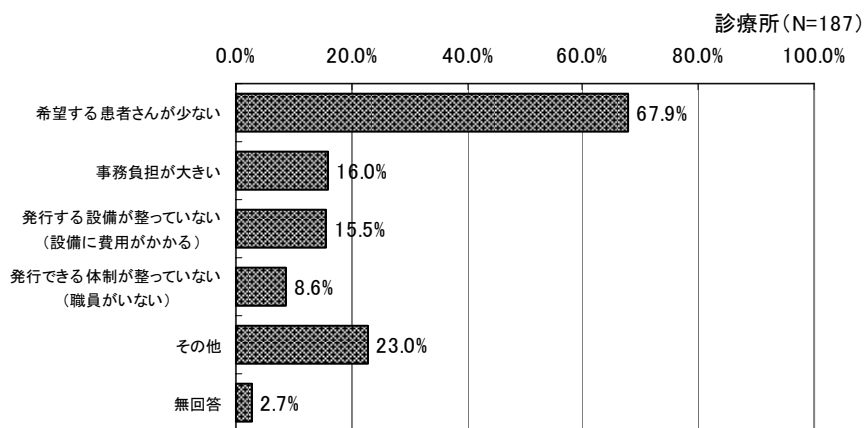
図表 63 明細書を発行しない理由(病院):複数回答



(ウ) 診療所

明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(67.9%)が最も多くなっている。

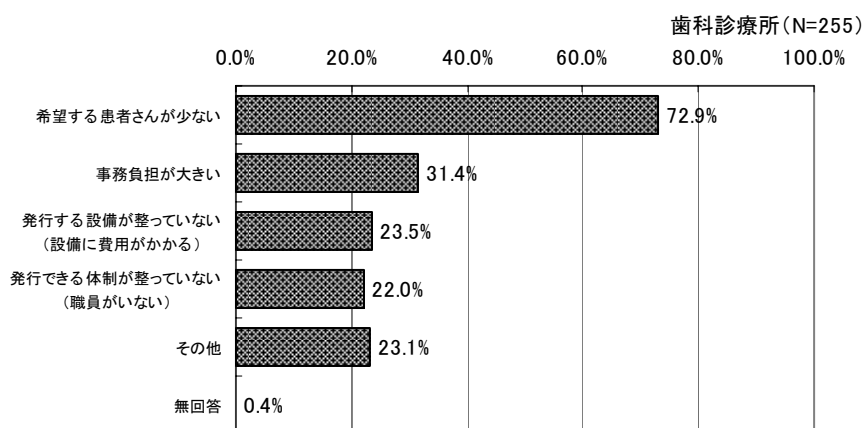
図表 64 明細書を発行しない理由（診療所）：複数回答



(エ) 歯科診療所

明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(72.9%)が最も多く、次いで「事務負担が大きい」(31.4%)、「発行する設備が整っていない」(23.5%)となっている。

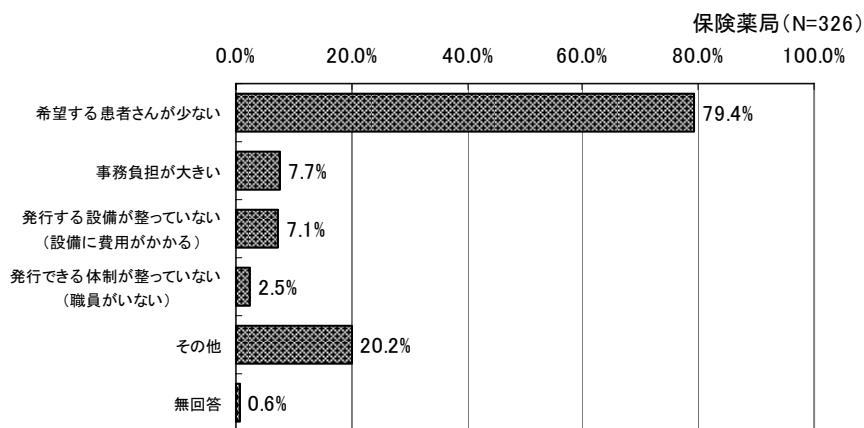
図表 65 明細書を発行しない理由（歯科診療所）：複数回答



(オ) 保険薬局

明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(79.4%)が最も多くなっている。

図表 66 明細書を発行しない理由（保険薬局）：複数回答



なお、発行しない理由のうちの、「その他」の主な回答は以下のとおりである。

【発行する予定】

- ・ 発行する予定あり。
- ・ 県病院局で様式等を検討中。
- ・ 12月から実施。
- ・ 平成19年4月から発行予定。
- ・ 11月より発行。
- ・ いつでも発行可能。
- ・ 基本的には全発行の予定。

【設備・体制が整っていない／整えば発行予定】

- ・ レセコンメーカーの設備費用次第で導入する。
- ・ 設備が整い次第発行する予定である。
- ・ 発行できる体制が整うまでは、詳細のわかる帳票を提示し説明に努める。
- ・ レセコン更新時には発行予定。
- ・ 体制が整いしだい発行予定。
- ・ ハード機器を導入してなるべく早目に対応する予定。
- ・ ソフトが整えられれば発行。

【患者の希望がない／希望があれば発行】

- ・ 発行方法、費用徴収について決められ、希望があれば発行する。
- ・ 患者様からの希望があれば検討して、特に問題（患者様自身のデメリット等）が無ければ発行。
- ・ 希望が多いようであれば検討したい。
- ・ 希望があれば院長に相談し、発行可。
- ・ 患者様から希望があれば手書で発行する。
- ・ 希望があればレセプトと同じものを発行することになり 1 件 1 0 0 円程度徴収する予定です。
- ・ 希望がないので発行しない。
- ・ もし申し出ありの場合レセプトコピーにての対応を考えている。

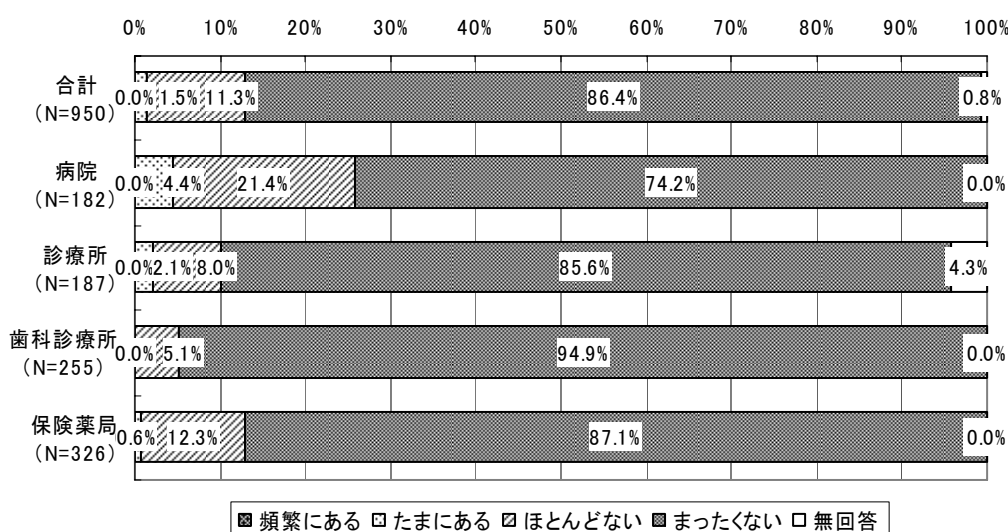
【その他】

- ・ 診療報酬点数に該当が無い。
- ・ 受診者は従業員（健保・本人）のみで医療費は無料（徴収しない）のため発行する必要がない。
- ・ 診療再開は能力的に不可能であり発行する可能性なし。
- ・ 近々診療所廃止のため。
- ・ どういう明細書かわからない。

2) 患者さんからの明細書発行の要求の有無

患者さんから明細書発行の要求の有無についてみると、病院においては、「まったくない」(74.2%)が最も多く、次いで「ほとんどない」(21.4%)となっており、診療所においては、「まったくない」(85.6%)が最も多く、次いで「ほとんどない」(8.0%)となっている。また、歯科診療所においては、「まったくない」(94.9%)が最も多く、次いで「ほとんどない」(5.1%)となっており、保険薬局においては、「まったくない」(87.1%)が最も多く、次いで「ほとんどない」(12.3%)となっている。

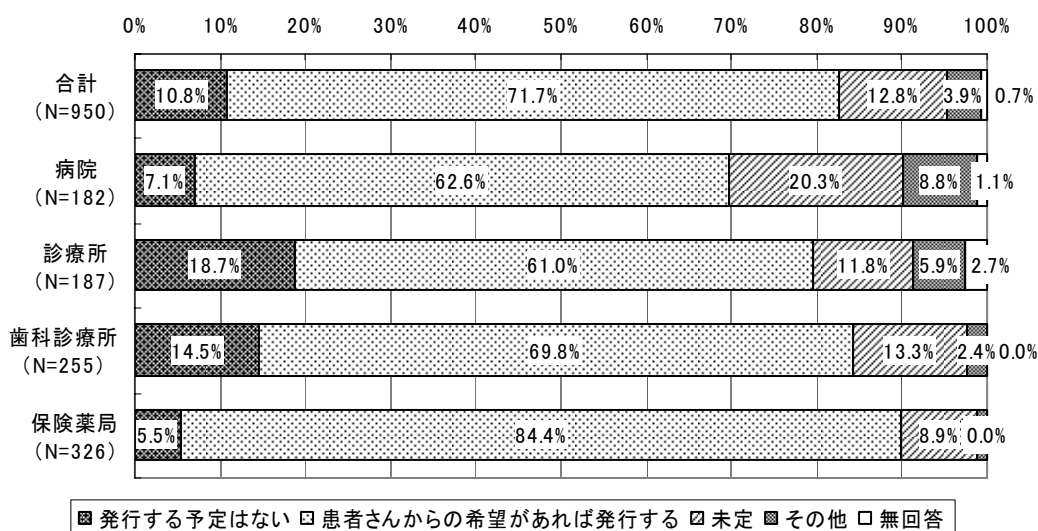
図表 67 患者さんからの明細書発行の要求の有無



3) 今後の方針

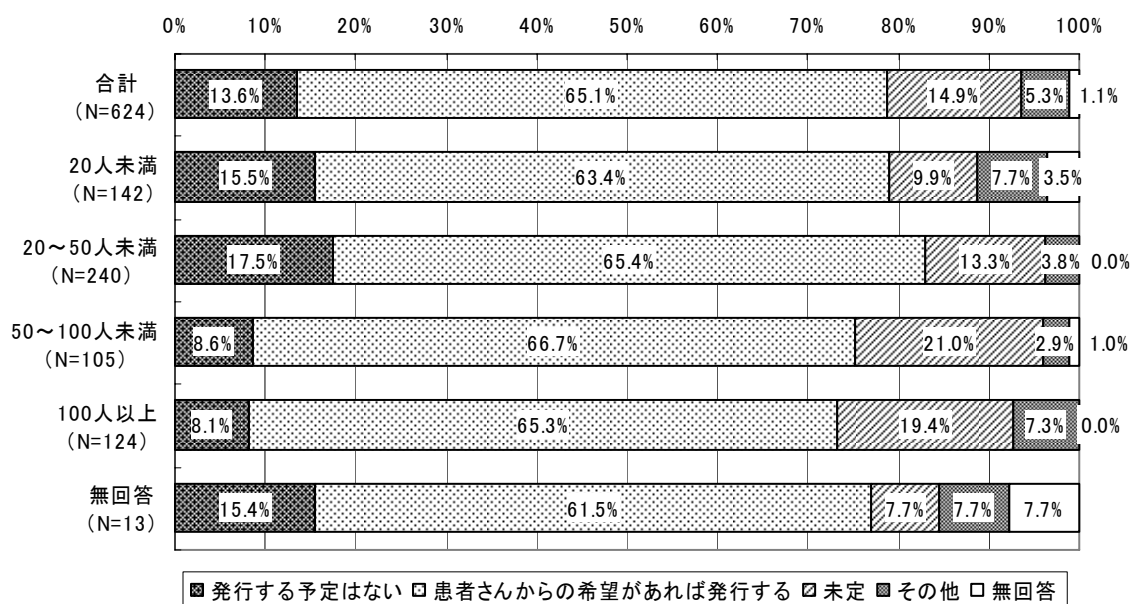
今後の方針についてみると、病院においては、「患者さんからの希望があれば発行する」(62.6%)が最も多く、次いで「未定」(20.3%)となっており、診療所においては、「患者さんからの希望があれば発行する」(61.0%)が最も多く、次いで「発行する予定はない」(18.7%)となっている。また、歯科診療所においては、「患者さんからの希望があれば発行する」(69.8%)が最も多く、次いで「発行する予定はない」(14.5%)となっており、保険薬局においては、「患者さんからの希望があれば発行する」(84.4%)が最も多く、次いで「未定」(8.9%)となっている。

図表 68 今後の方針

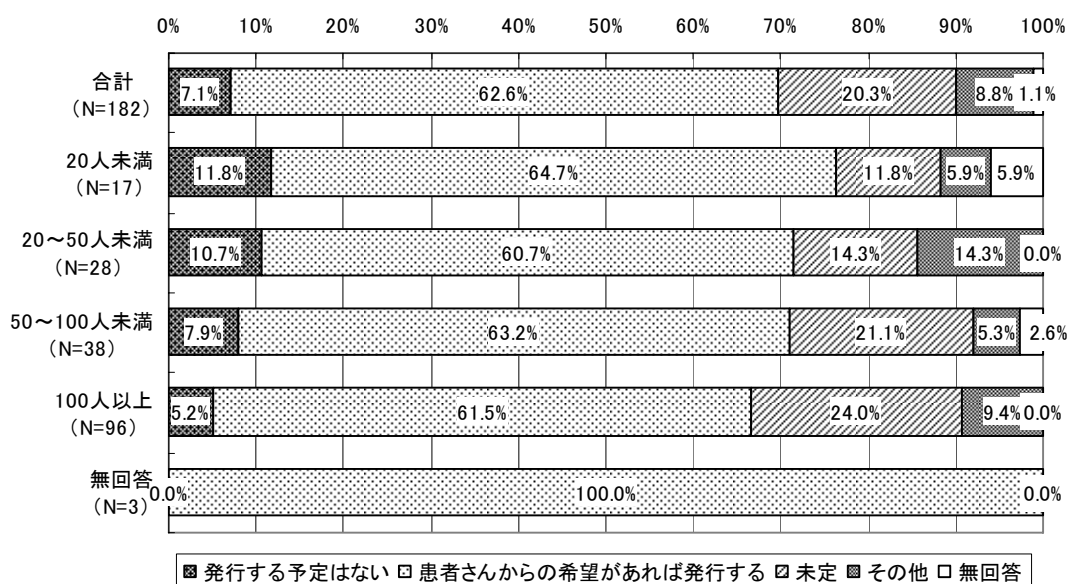


これを外来患者数別に見ると、医療機関全体では、外来患者数が少ない方が、「発行する予定はない」と回答している傾向が認められる。特に、病院においてそのような傾向がみられている。

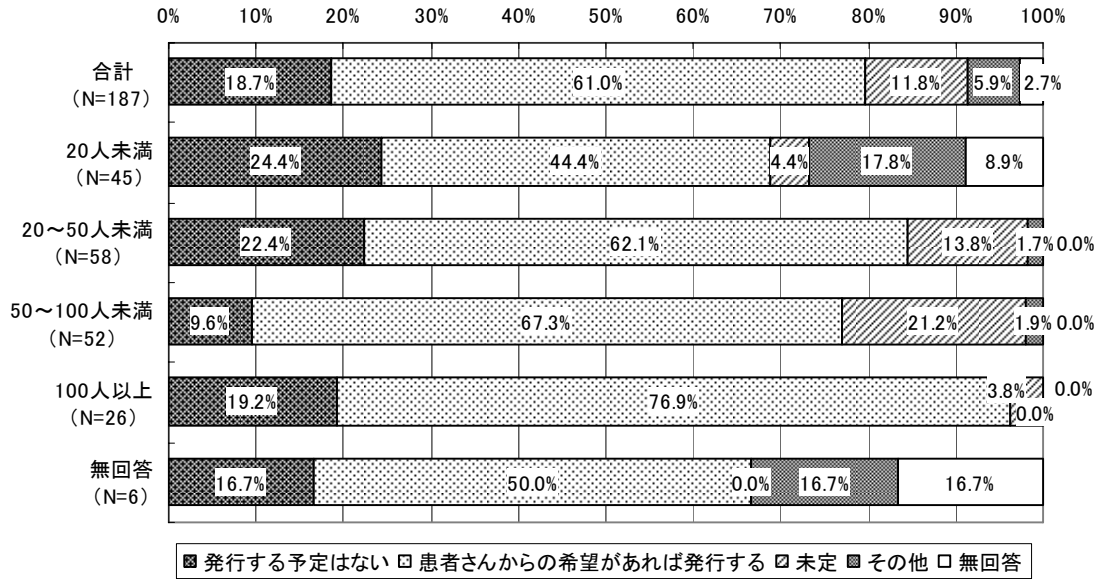
図表 69 今後の方針（外来患者数別：全体）



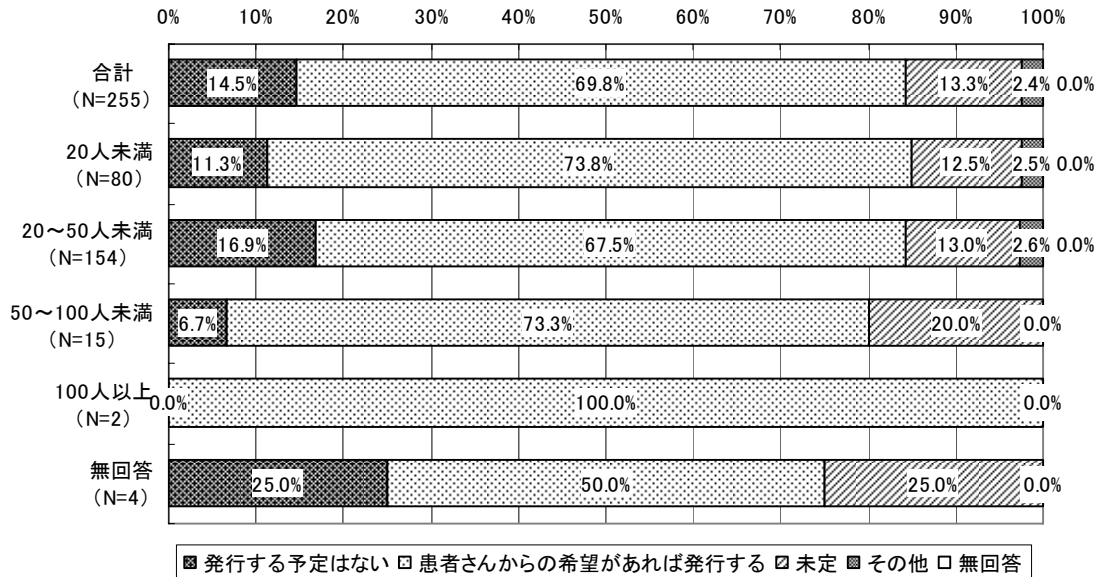
図表 70 今後の方針（外来患者数別：病院）



図表 71 今後の方針（外来患者数別：診療所）



図表 72 今後の方針（外来患者数別：歯科診療所）



6. まとめ

- ・ 領収証について発行時期別に対応施設の累積割合をみると、診療報酬が改定された平成18年4月を境に増加して、体制未整備による猶予期間が終了した平成18年10月以降では100%となっている（図表15）。
- ・ 平成18年9月までの領収証の発行状況は「全ての患者さんに発行していた」がどの施設でも最も多いが、病院（86.0%）、保険薬局（69.8%）、診療所（59.2%）、歯科診療所（40.6%）と施設種別ごとに差がある（図表19）。
- ・ 個別診療報酬点数の算定項目がわかる明細書への対応は概ね5割前後であるが、病院は64.8%とやや高かった（図表20）。
- ・ 明細書に関する患者さんへの周知方法とその具体的な明細書発行に関する患者さんへの周知内容はどちらも「特に何も周知していない」が約75%で最も多かった（図表25、図表32）。
- ・ 明細書を発行している施設について、発行時期別に対応施設の累積割合をみると、診療報酬が改定された平成18年4月を境に急増している（図表38）。
- ・ 明細書の発行状況は、全体では「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」（42.9%）、「全ての患者さんに発行している」（40.3%）がほぼ同数であるが、病院については、他の施設と比べ「希望があれば発行しているが、治療上の理由などで差し支えのある場合には発行を断ることもある」の回答割合が26.0%と高いため「全ての患者さんに発行している」（20.7%）は低くなっている（図表41）。
- ・ 明細書の発行方法は「レセプトと同じものを発行している」が26.8%、「専用の様式で発行している」が61.3%であった（図表42）。
- ・ 費用徴収の有無は、「費用を徴収していない」が約90%である（図表43）。対象サンプル数は少ないが、徴収額についてみると、施設ごとの最多価格帯は異なっている（図表54）。
- ・ 明細書を発行していない理由は「希望する患者さんが少ない」が約7割と多いが（図表62）、今後の方針では「患者さんの希望があれば発行する」が最も多く全体の約7割を占める（図表68）。
- ・ 患者さんからの明細書発行の要求の有無は、「まったくない」が86.4%と多い（図表67）。